

平成 17 事業年度
事業報告書

自 平成 17 年 4 月 1 日

至 平成 18 年 3 月 31 日

独立行政法人 日本学生支援機構

* * * * * 目 次 * * * * *

独立行政法人日本学生支援機構の概要

1 . 事業等の内容	1
2 . 事業所の所在地	5
3 . 資本金の状況	5
4 . 役員の状況	5
5 . 役職員数	6
6 . 法人の沿革	6
7 . 設立根拠法	6
8 . 主務大臣	7
9 . 政策企画委員会	7
10 . 評価委員会	8

日本学生支援機構の業務実績

1 . 当該年度の事業の実施状況	9
(1) 奨学金貸与事業	9
奨学金の貸与	9
奨学生の補導	10
返還金の回収	11
返還の免除	13
機関保証制度	14
寄附金	14
諸手続きの改善・効率化	15
(2) 留学生支援事業	15
国際奨学関連	15
宿舍の整備	17
日本留学試験の実施	19
留学生交流推進事業	19
帰国外国人留学生に対するフォローアップ	22
留学情報の提供等	24
日本語教育の実施	26
(3) 学生生活支援事業	27
研修事業	27

学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業.....	28
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の配付.....	29
学籍簿管理に関する調査研究.....	30
心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究.....	30
2 . 借入金の状況.....	32
3 . 運営費交付金の状況.....	32
4 . 施設整備費補助金の状況.....	32
5 . 政府交付金の状況.....	33
6 . 国庫補助金等の状況.....	33

別表 1	学種別奨学金貸与状況
別表 2	奨学金の貸与月額
別表 3	奨学生の補導状況
別表 4	返還金の回収状況等
別表 5	奨学金返還免除額
別表 6	研修事業一覧
別表 7	支部別体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー実施状況
別表 8	障害学生修学支援関係セミナー等実施状況
別表 9	借入金、運営費交付金及び国庫補助金等の状況（実績）
〔参考〕	事業資金内訳等の推移（実績）

独立行政法人日本学生支援機構の概要

1. 事業等の内容

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づいて設立され、「教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与すること」を目的としている。（独立行政法人日本学生支援機構法第3条・一部略）

主な業務は、学生等への学資の貸与、留学生への学資の支給その他必要な援助、留学生寄宿舍や留学生交流の拠点となる施設の設置運営、日本留学試験の実施、日本語教育、留学生宿舎の設置者等への助成金支給、留学生交流推進のための催しや情報・資料の収集・提供等の実施、大学等の学生生活支援担当教職員に対する専門的・技術的な研修や学生生活支援関連情報の収集・提供等の実施、学生等の修学環境整備の方策に関する調査研究等である。（独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項・要旨）

（1）学生等への学資の貸与

資金

機構の事業資金は、国の一般会計・財政融資資金からの借入金及び財投機関債（「日本学生支援債券」）の発行により金融市場から自己調達した資金並びに奨学生であった者からの返還金で構成されている。

なお、高等学校・専修学校高等課程の生徒を対象とした奨学金に関しては、平成17年度入学者から段階的に事業移管し、高等学校等奨学金事業交付金により各都道府県が実施することとなった。

奨学金の貸与

ア 奨学金の種類

奨学金には、無利子貸与の第一種奨学金と有利子貸与の第二種奨学金とがある。

第一種奨学金は、高等学校・短期大学・大学・大学院（専門職大学院を含む。）・高等専門学校・専修学校（高等課程・専門課程）に在学する学生及び生徒（高等学校及び専修学校高等課程については、平成16年度以前の入学者のみ）を対象とし、第二種奨学金は、短期大学・大学・大学院・高等専門学校（4・5年）・専修学校（専門課程）及び海外へ留学する学生を対象としている。

第一種奨学金は、特に優れた学生及び生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者に貸与し、第二種奨学金は、第一種奨学金より緩和された基準によって選考された者に貸与する。

イ 奨学生の採用

学（校）長の推薦を受けた申込者について、機構が選考のうえ採否を決定する。

なお、第二種奨学金の場合は、当該学（校）長に選考を委任することとし、学（校）長が適当と認めた者について機構が採用を決定する。

その選考においては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金のそれぞれの基準に照らして行い、資金計画の範囲内で採用する。

ウ 奨学生の募集及び申込

奨学生の募集は、原則として毎年春に在学する学校を通じて行うこととしている。

なお、進学前に奨学生採用候補者として募集、選考、決定し、進学後、奨学生として採用する予約採用の制度をあわせて実施している。

奨学生の補導

在学中は奨学生として勉学に励みながら充実した学生生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、学校の協力を得て奨学生の補導に努めている。

返還金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20年以内の月賦又は月賦・半年賦併用等の割賦により、原則として郵便局又は銀行・信用金庫・労働金庫の口座から自動引落しの方法で返還金を回収する。

返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の一部又は全部の返還を願い出により免除することができる。

また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部を免除することができる。（平成16事業年度採用者より適用）

機関保証制度

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようになることを目的に平成16事業年度に発足した。学生は奨学金を申し込むときに、機関保証と従来の人的保証とのいずれかを任意に選ぶことになる。

（2）留学生への学資の支給その他必要な援助

私費外国人留学生学習奨励費給付制度

我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）又は日本の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する私費外国人留学生及び我が国の日本語教育機関に在籍する就学生で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対し学習奨励費を給付する。

短期留学推進制度

我が国の大学が諸外国の大学との学生交流に関する協定等に基づき行う学生の受入れ及び派遣を支援する短期留学推進制度を実施する。

受入れについては、外国の大学から短期間（1年以内）留学生を受け入れる場合、当該学生に奨学金、往復渡航旅費及び渡日一時金を支給し、派遣については、我が国の学生を短期間（1年以内）派遣する場合、当該学生に奨学金を給付する。

先導的留学生交流支援プログラム

我が国の複数の大学が留学生交流を目的として形成する連合体（コンソーシアム）が、同じくコンソーシアムを形成する外国の大学との間で締結する大学コンソーシアム間交流協定に基づき行う新たな留学生交流の形態となりうる先導的な留学生交流プログラムにより、我が国の大学から外国の大学に派遣される留学生に対して、当該派遣に係る奨学金及び往復渡航旅費を給付する。

外国人留学生に対する医療費補助

外国人留学生が、日本国内の医療機関で診療を受けた場合、本人が支払った医療費（健康保険法に基づく算定）の最大80%を補助する。

文部科学省及び外国政府から委託されて実施する事業その他の援助

ア 国費外国人留学生（文部科学省が選抜した留学生）への給与（奨学金）給付業務を行うほか、新規渡日する国費外国人留学生（大使館推薦）を出迎え、渡日一時金の給付、オリエンテーションの実施及び受け入れ大学等へ送り出すための手配を行う。

イ 日本政府と韓国政府との共同事業として実施する日韓共同理工系学部事業において、渡日一時金及び奨学金の給付業務を行う。

ウ 外国政府等奨学金留学生募集の日本側の窓口となり、募集・選考業務に協力する。

（３）施設の設置及び運営

外国人留学生等の宿舎として、全国に国際交流会館を、また、東京に東京国際交流館を設置し、良質で低廉な宿舎を提供するとともに、在館留学生相互の交流並びに入居者、その他の学生、地域住民及びボランティア等との国際交流を深めるための事業を実施する。

各国際交流会館及び東京国際交流館にカウンセラーやレジデントアシスタントを配置して、外国人留学生等の生活上・学業上の相談に応じる。

（４）日本留学試験

外国人留学生として、我が国の大学（学部）等に入学を希望する者に対し、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的とした日本留学試験を実施する。

（５）日本語教育

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の高等教育機関へ進学を希望する外国人留学生に対して、日本語及び基礎教科の教育を行うとともに、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施する。

（６）外国人留学生の宿舎に関する助成金の支給

良質で低廉な宿舎の建設を進めるため、地方公共団体、公益法人、学校法人等が行う留学生宿舎の建設に対し、その費用の一部を負担する留学生宿舎建設奨励事業を実施する。

外国人留学生の宿舎を安定的に確保するため、適切な民間宿舎を開拓し、家主との間に指定宿舎契約を締結して外国人留学生専用の宿舎とし、家主に対して指定契約金を交付する留学生指定宿舎制度を実施する。

(7) 留学生交流の推進を図るための事業

留学情報センター

東京及び神戸に留学情報センターを設置し、国内外の留学に関する情報を収集・整理し、情報提供及び留学相談を行うとともに、アジア地域（マレーシア、タイ、インドネシア、韓国）に海外事務所を設置し、日本留学に関する情報提供及び留学相談等を行う。

さらに、国内外の留学希望者等を対象に、海外において日本留学説明会「日本留学フェア」を、国内において海外留学説明会「海外留学フェア」及び「外国人学生のための進学説明会」を開催する。

留学生交流推進事業

国際大学交流セミナー、留学生等合同セミナー等の交流事業を実施するほか、外国人留学生と日本人学生との交流及び留学生地域交流の支援事業を実施する。

国際交流事業等

「国際研究交流大学村」の拠点の一つとしての東京国際交流館において、国際シンポジウム、国際交流フェスティバル等の国際交流事業を実施する。

また、多様な知的交流の場を提供することを目的として、東京国際交流館の施設（国際交流会議場、メディアホール等）を一般の利用に供する。

帰国した外国人留学生に対する支援

我が国での留学を終え、帰国した外国人留学生及びその指導教員等に対して、帰国外国人留学生短期研究制度、帰国外国人留学生研究指導事業の実施及び専門領域の研究を進めていくために必要な専門誌・学会誌等の送付を行う。

また、帰国留学生に対するフォローアップ施策のための新たな方策の検討を進める。

(8) 研修並びに情報及び資料の収集、整理及び提供

研修事業

大学等の学生生活支援担当教職員のスキルアップのために、関係機関との連携により各種研修会を、全国又は地域ごとに実施する。

学生生活支援関連情報の収集・提供等事業

大学等における学生生活支援の充実に資するために、各種学生生活支援に関する有益な情報・資料を収集・整理するとともに、学生支援情報データベースの構築及び出版物・ホームページ等各種メディアを通して情報の提供等を行う。

(9) 調査及び研究

学生の生活実態等に関する調査研究、精神又は身体に障害のある学生等への支援に関する調査研究等を実施する。

2. 事業所の所在地

本部	〒226-8503	神奈川県横浜市緑区長津田町4259 S-3	電話 045-924-0360~2
市谷事務所	〒162-8412	東京都新宿区市谷本村町10-7	電話 03-3269-4261 (大代表)
駒場事務所	〒153-8503	東京都目黒区駒場4-5-29	電話 03-6407-7454 (留学生事業計画課)
落合事務所	〒161-0034	東京都新宿区上落合1-17-1	電話 03-3951-9100 (学生生活計画課)
奨学事業相談センター	〒161-0034	東京都新宿区上落合1-17-1	
	〒460-0013	愛知県名古屋市中区上前津2-1-30上前津ビル内	
	〒565-0862	大阪府吹田市津雲台3-3	電話 0570-03-7240 (ナビダイヤル)
留学情報センター	〒135-8630	東京都江東区青海2-79	電話 03-5520-6111
神戸サテライト	〒651-0072	兵庫県神戸市中央区脇浜町1-2-8	電話 078-242-1745
日本語教育センター	〒169-0074	東京都新宿区北新宿3-22-7	電話 03-3371-7265 (代表)
	〒543-0001	大阪府大阪市天王寺区上本町8-3-13	電話 06-6774-0033
東京国際交流館	〒135-8630	東京都江東区青海2-79	電話 03-5520-6001
支部	札幌・仙台・東京・金沢・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・松山・福岡・大分の12支部		
海外事務所	マレーシア(クアラルンプール)、タイ(バンコク)、インドネシア(ジャカルタ)、韓国(ソウル)の4か所		

3. 資本金の状況

機構の資本金は、1億円で、国がその全額を出資している。

(単位：千円)		
平成16事業年度末	平成17事業年度末	前年比増減
100,000	100,000	-

4. 役員の状況

役員の定数は、理事長1人、理事4人以内及び監事2人である。理事長及び監事は文部科学大臣が任命し、理事は理事長が任命する。

平成18年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

区分	氏名	任期	略歴
理事長	北原 保雄	平成16年4月1日～ 平成20年3月31日	昭和59年9月 筑波大学文芸・言語学系教授 平成10年4月 筑波大学長
理事	沖吉 和祐	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	平成8年7月 北海道大学事務局長 平成9年11月 筑波技術短期大学副学長 平成14年1月 日本育英会理事
理事	長谷川 裕恭	平成18年2月1日～ 平成18年3月31日	平成13年7月 東京工業大学事務局長 平成14年11月 東北大学事務局長 平成16年4月 (独)大学評価・学位授与機構理事
理事	藤田 貢	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	平成10年6月 東京電力(株)本店業務管理部長 平成13年6月 東京電力(株)理事兼本店総合研修センター所長 平成14年12月 日本育英会理事
理事	大浦 道徳	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	平成12年2月 日本育英会企画広報部長 平成14年4月 日本育英会総務部長 平成15年4月 日本育英会理事
監事	安江 國浩	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	平成10年11月 早稲田大学理事(兼)人事部長 平成12年11月 早稲田大学常任理事 平成14年12月 日本育英会監事
監事	中野 陽一	平成16年4月1日～ 平成18年3月31日	昭和49年 新和監査法人(現あずさ監査法人) 勤務 平成元年 中野公認会計士事務所開設

* 平成17事業年度途中の退任者

理事	坂本 幸一	平成17年1月14日～ 平成18年1月31日	平成11年7月 大阪大学事務局長 平成13年1月 東京大学事務局長 平成14年4月 国立国会図書館専門調査員
----	-------	---------------------------	--

5. 役職員数

定員は役員7人、常勤職員539人である。平成18年3月末現在では役員7人、常勤職員533人(常勤的非常勤職員を含む。)となっている。中期計画の終了する平成20事業年度末には常勤職員を500人まで抑制する見込みである。

6. 法人の沿革

日本育英会(昭和18年10月18日創立)の日本人学生への奨学金貸与事業や、財団法人日本国際教育協会(昭和32年3月1日創立)、財団法人内外学生センター(昭和20年7月1日創立)、財団法人国際学友会(昭和10年12月18日創立)及び財団法人関西国際学友会(昭和31年6月8日創立)の各公益法人において実施してきた留学生交流事業、並びに国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査などの事業を整理・統合し、平成16年4月1日、学生支援事業を総合的に実施する「独立行政法人日本学生支援機構」が設立された。

7. 設立根拠法

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)に基づいて設立された独立行政法人である。

8. 主務大臣

機構は、文部科学大臣が所管する。文部科学大臣は、理事長及び監事の任命権をもつほか、中期目標を定め、さらに中期計画の認可、財務諸表の承認、業務方法書の制定改廃の認可等を行う。

なお、文部科学大臣が上記の承認、認可を行う場合、一定の事項については財務大臣と協議しなければならないこととされている。

9. 政策企画委員会

理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、調査審議を行い、理事長に助言するため、機構に政策企画委員会を置いている。

平成17事業年度の開催状況は次のとおりである。

第3回政策企画委員会

期 日： 平成17年5月31日（火）

場 所： グランドヒル市ヶ谷

議 題： （1）学資金貸与事業及び留学生事業に関する意見について
（2）その他

第4回政策企画委員会

期 日： 平成17年11月14日（月）

場 所： アルカディア市ヶ谷

議 題： （1）学資金貸与事業に関する意見（案）について
（2）学生生活支援の今後の方向性について

委員の構成は次のとおりである。（任期：平成16年8月1日～平成18年3月31日）

アグネス・チャン（歌手・教育学博士）

荻野 アンナ（慶應義塾大学文学部教授）

小林 陽太郎（富士ゼロックス株式会社取締役会長）

柴崎 信三（株式会社日本経済新聞社論説委員兼編集委員）

鈴木 正人（社団法人日本経済団体連合会常務理事）

曾野 綾子（作家）

長田 豊臣（立命館大学長）

中津井 泉（株式会社リクルート「カレッジマネジメント」編集長）

福田 誠（社団法人全国地方銀行協会副会長・専務理事）

松尾 稔（社団法人国立大学協会専務理事）

牟田 泰三（広島大学長）

矢野 眞和（東京大学大学院教育学研究科・教育学部教授）

（50音順・敬称略）

10. 評価委員会

機構の管理運営に関すること及び独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項に定められた業務の実績について必要な評価を行うため、評価委員会規程に基づき、評価委員会を置いている。

平成17事業年度の開催状況は次のとおりである。

第1回評価委員会

期 日： 平成17年6月14日（火）

場 所： 日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

議 題： （1）平成16年度業務の実績に関する項目別評価の評定について
（2）その他

第2回評価委員会

期 日： 平成18年2月23日（木）

場 所： 日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

議 題： （1）平成17年度業務実績に係る評価の観点(評価指標)の決定について
（2）その他

委員の構成は次のとおりである。（任期：平成16年8月1日～平成18年3月31日）

蟻川 芳子 （日本女子大学副学長）

石川 正興 （早稲田大学法学部教授）

白井 淳一 （信金ギャランティ株式会社代表取締役社長）

平野 眞一 （名古屋大学総長）

松本 香 （公認会計士・税理士）

渡辺 三枝子 （筑波大学大学院人間総合科学研究科教授）

（50音順・敬称略）

日本学生支援機構の業務実績

1. 当該年度の事業の実施状況

(1) 奨学金貸与事業

奨学金の貸与

ア 貸与実績

(ア) 平成17事業年度の貸与計画は、第一種奨学金及び第二種奨学金をあわせて貸与人員96万6千人、貸与金額7,419億1,506万円であったが、貸与実績は下表のとおり、貸与人員97万8千人、貸与金額7,249億9,100万円であった。

このうち新規に奨学金を貸与した人員は34万3,000人で、第一種奨学金は12万3,000人(36.0%)、第二種奨学金は22万人(64.0%)である。

区 分		平成15事業年度		平成16事業年度		平成17事業年度	
		計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
貸与人員		人	人	人	人	人	人
	第一種奨学金	(48.6%) 407,561	(47.6%) 411,339	(45.3%) 425,063	(44.9%) 418,465	(41.0%) 395,725	(41.0%) 401,297
	第二種奨学金	(51.4%) 430,625	(52.4%) 452,342	(54.7%) 512,438	(55.1%) 512,727	(59.0%) 569,962	(59.0%) 576,939
	計	(100.0%) 838,186	(100.0%) 863,681	(100.0%) 937,501	(100.0%) 931,192	(100.0%) 965,687	(100.0%) 978,236
貸与金額		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	第一種奨学金	(41.1%) 240,770,150	(41.0%) 238,604,311	(36.9%) 252,693,202	(37.7%) 248,757,430	(34.2%) 254,014,939	(34.8%) 252,245,427
	第二種奨学金	(58.9%) 345,444,186	(59.0%) 344,065,828	(63.1%) 431,586,307	(62.3%) 411,170,403	(65.8%) 487,900,117	(65.2%) 472,745,569
	計	(100.0%) 586,214,336	(100.0%) 582,670,139	(100.0%) 684,279,509	(100.0%) 659,927,833	(100.0%) 741,915,056	(100.0%) 724,990,996

(注) 1. 各欄上段()内は、貸与人員計又は貸与金額計に対する構成比である。

2. 平成15事業年度は日本育英会で実施した。

3. 平成17事業年度は日本学生支援機構で実施した分のみを計上しており、上表の他に各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金(41,488人、9,125,947千円)がある。

平成17事業年度の学種別の奨学金貸与状況及び貸与月額については、別表1「学種別奨学金貸与状況」及び別表2「奨学金の貸与月額」のとおりである。

(イ) 新規貸与人員のうち、進学の前年度に奨学金採用候補者(12万6,000人、うち第一種奨学金3万3,000人、第二種奨学金9万3,000人)として決定し、進学とともに奨学生として採用する「予約採用制度」による採用者は10万2,000人(第一種奨学金2万8,000人、第二種奨学金7万4,000人)であった。

(ウ) また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は4,000人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金を貸与する「応急採用制度」による採用者は3,000人であった。

(エ) 平成15事業年度より、入学時の需要に対応し、入学月の貸与月額に30万円を増額して

貸与する制度（入学時特別増額貸与奨学金）が第二種奨学金において創設され、平成16事業年度より第一種奨学金申込者も申請可能になった。平成17事業年度は予算規模5万人、150億円に対し、採用実績3万9,000人、116億円となった。

イ 事業費の財源

平成17事業年度における事業費財源の内訳は、次のとおりである。

奨 学 金 の 財 源

(単位：千円)

区 分		平成15事業年度	平成16事業年度	平成17事業年度
第一種奨学金	一般会計借入金	(39.8%) 95,026,992	(40.7%) 101,284,186	(36.2%) 91,360,352
	貸付回収金充当	(60.2%) 143,577,319	(59.3%) 147,473,244	(63.8%) 160,885,075
	計	(100.0%) 238,604,311	(100.0%) 248,757,430	(100.0%) 252,245,427
第二種奨学金	財政融資資金	(66.2%) 227,600,000	(74.6%) 306,700,000	(71.3%) 337,100,000
	日本学生支援債券	(17.7%) 61,000,000	(18.5%) 76,000,000	(23.3%) 110,000,000
	貸付回収金充当	(16.1%) 55,465,828	(6.9%) 28,470,403	(5.4%) 25,645,569
	計	(100.0%) 344,065,828	(100.0%) 411,170,403	(100.0%) 472,745,569

- (注)1. 各欄上段()内は第一種奨学金計又は第二種奨学金計に対する構成比である。
 2. 平成15事業年度は日本育英会で実施した。
 3. 平成17事業年度は日本学生支援機構で実施した分のみを計上しており、上表の他に各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金事業交付金(9,125,947千円)がある。

奨学生の補導

ア 奨学生の適格性の審査

奨学生としての適格性を確保するため、大学等において、奨学生から「奨学金継続願」の提出を求め、その際奨学生の経済状況や平素の生活・学修状況及び学業成績等から奨学生としての適格性を総合的に審査する「適格認定」を実施し、その結果を「適格認定報告」として機構に報告することとしている。

機構は、適格性に問題がある者について、規定に従い、廃止、停止、警告（高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はない。）又は激励の処置を行うこととしている。

大学等の適格認定実施状況の把握を目的として、継続願の配付・提出状況、経済状況・学業成績の確認状況及び適格基準の細目区分ごとの認定状況等とともに、適格認定基準の運用に関する学内基準の設定状況について、平成17年8月～11月に「適格認定の実施に関する実態調査」を実施した。この調査の結果を踏まえ、より適切な適格認定の実施に資するため、平成18年3月に「奨学生の適格認定に関する施行細則の解説について」及び

「適格認定事務要領」を各大学等へ通知した。

また、平成 17 事業年度において、より適切・効果的な適格認定が実施されることを目的に、最高学年の者を除いた 10 月時点貸与中奨学生を対象に、年度末の成績に基づき認定を行うものとし、その報告期限を 12 月から翌年 4 月に変更した。

(参考) 平成 17 事業年度の適格認定の実施状況

平成17事業年度実績 (672,297件中)	
奨学金廃止 (留年者等)	5,155件 (0.8%)
奨学金停止 (学業成績不振者等)	14,204件 (2.1%)
警告 (学習評価が著しく劣る者等)	10,895件 (1.6%)
激励 (学習評価が劣る者)	23,165件 (3.4%)
合 計	53,419件 (7.9%)

なお、従前の受領資格確認制度 (平成 11 事業年度以前採用の第一種奨学生、平成 10 事業年度以前採用の第二種奨学生) における処置件数 15 件を含む奨学生の補導状況に関しては、別表 3 「奨学生の補導状況」のとおりである。

イ 寄附金事業

財団法人中島記念国際交流財団からの助成を受けて、「育英友の会」との共催により、「留学生・奨学生地域交流集会」を実施した。

この事業は、地域における外国人留学生・日本人学生・高等教育機関関係者等間の交流を通じて、人的なつながりを構築し、国際親善と相互理解を深めることを目的に、夏休み期間を利用して実施するものであり、平成 17 事業年度は、全国 6 か所において、365 人の日本人学生、外国人留学生が参加した。

ウ その他の補導事業

新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設している。

また、東京・名古屋・大阪の 3 地区の奨学事業相談センターにおいて、全国共通のナビダイヤルにより奨学金の貸与や返還に関する相談に対応している。

返還金の回収

ア 返還及び貸与債権の状況

(ア) 平成17事業年度における返還金の回収及び貸与債権の状況については、別表 4 - 1 「1 返還及び貸与債権の状況」のとおりである。

平成17事業年度の返還状況については、平成18年3月末現在、返還を要する人員 186万6,000人のうち26万2,000人 (14.0%) が返還の履行を怠り、その結果、返還すべき金額2,575億円のうち562億円 (21.8%) は未返還となっている。

(イ) 平成17事業年度の貸与債権の状況については、第一種奨学金及び第二種奨学金をあ

寄せた貸与金残高4兆2,518億円で、このうち返還を要する債権額は2兆5,275億円となっている。

一般的に金融機関で「リスク管理債権」と定義される3月以上の延滞債権額は1,864億円、6月以上の延滞債権額に限っても1,377億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合も3月以上が7.4%、6月以上が5.4%に達している。

要返還債権のうち1日以上の延滞債権の占める割合が平成17事業年度においては、人員で13.2%、金額で11.5%となっており、平成16事業年度と比較して、人員で0.3ポイント、金額で0.2ポイント改善している。

イ 回収の方法

(ア) リレー口座等

返還金は、口座振替（以下「リレー口座」という。）及び払込通知書による請求の方法により回収している。

リレー口座は、返還業務の効率化と回収成績の向上を目的として平成7年に制度が導入された。平成17事業年度におけるリレー口座加入状況は、別表4-2「リレー口座加入状況」のとおりである。平成17事業年度末現在の加入者数は157万9,000人で、加入率は加入対象者193万6,000人の81.6%（新規卒業者は95.4%）に達しており、返還金回収の中心的な役割を果たしている。

口座からの振替は、月賦又は月賦・半年賦併用の方法によって行っているが、毎月約5.6%程度の振替不能が発生している。

一方、リレー口座制度全員加入（平成10年3月卒業者から原則全員加入）以前の返還者のうち、無延滞者に対する払込通知書による請求については、本人が指定する期日に延べ26万件を送付して返還金の回収を行っている。

(イ) 延滞者に対する回収

延滞者（26万2,000人）については、払込通知書及び督促状を延べ92万4,000件に送付した。そのうち、連帯保証人及び保証人に対して、払込通知書や延滞解消を促す文書を46万5,000件送付した。また、リレー口座振替不能者に対しては、延滞1月に連帯保証人、延滞4月に保証人に延滞解消を促す文書や督促架電を実施し、請求の早期化を図った。

督促を重ねても返還に応じない延滞1年以上で特に必要と認められる者4,167件に対して「支払督促申立予告」を実施した。また、454件に対しては「支払督促申立」を行い、157件に対しては「仮執行宣言付支払督促申立」を行った。さらに、すでに債務名義を取得した者のうち9件に対しては「強制執行予告」を行い、6件に対して「強制執行申立」を行い、4件に対して「強制執行」を実施した。

ウ 返還促進のための措置

(ア) リレー口座への加入促進を図るため、リレー口座未加入者に対して「リレー口座加入申込書」を同封した加入督促通知の送付（7月、10万2,954件）、連帯保証人へ加入督促通知の送付（7月、10万1,885件）及び未加入者に対する加入督促架電（8・

2月、延べ5万8,935件)を実施した。

- (イ) リレー口座の口座振替が不能となった者に対する督促は、振込不能1～6回目の者に対する督促架電(4月から3月まで、延べ81万9,622件)を夜間(午後5時～9時)及び休日を中心に実施した。
- (ウ) 払込通知書による返還者に対しても、短期延滞者を中心に督促架電を実施した。
(6・9・12・3月、10万6,360件)
- (エ) リレー口座加入者のうち、長期振替不能者に対する督促架電を実施した。
(6・9・12・3月、22万484件)
- (オ) リレー口座未加入延滞者(未入金者)に対し、新たに外部委託により加入及び督促架電を実施した。(6・12・2・3月、5万2,608件)
- (カ) 督促架電の実効性を高めるため、電話番号の有効・無効の判断を行うための調査を実施した。(2月、11万597件)
- (キ) 住所不明者に対する住所調査(15万8,903件)を実施した。
- (ク) 延滞2年以上3年未満で入金履歴のない者のうち556件を対象に、平成17年11月から平成18年1月までの間、試験的に債権回収業務を債権回収業者(サービサー)に委託した。

(参考) 債権回収業者による回収状況

委託件数	請求金額	回収件数	回収金額	猶予件数	合計
556件	201,225千円	273件 49.1%	74,706千円 37.1%	72件 12.9% (102件)	345件 62.1%

(注) 猶予件数は、債権回収業者が取り次いだものを機構職員が猶予指導をして承認した件数で、()内は債権回収業者が取り次いだ件数である。

エ 返還意識の涵養のための措置

- (ア) 卒業を控えた奨学生に対して、返還の重要性・返還に伴う諸手続きについて説明するため大学等が実施する返還説明会のうち、171校に対して職員を派遣し、その充実を図った。
- (イ) 新規卒業者で平成17事業年度に返還を開始する者に対して、出身学長名の文書「勸奨状」の発送を大学等に対して依頼した(9月、依頼校数1,207校・勸奨状件数13万4,200件)。
- (ウ) 大学等に対して「延滞率及びリレー口座加入率のお知らせ」を発送した(9月、3,610校)。また、平成17事業年度は新たに、大学等に対して「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」文書を発送し(7月、3,949校)、在学中からの返還意識の涵養に努めた。

返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなった場合、返還未済額の全部又は一部の返還を願い出により免除することができる。なお、大学院奨学生を対象とした、教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還特別免除制度は平成16事業年度以降の採用者から廃止となった。

これらの措置により、平成17事業年度において返還を免除した額は、第一種奨学金69億2,799万円、第二種奨学金5億7,761万円、計75億561万円であった。

また、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合に奨学金の全部又は一部が免除される制度については、制度創設後初めての免除認定となる平成17事業年度において551人認定し、その者に係る免除額は4億924万円であった。

返還免除の状況は、別表5「奨学金返還免除額」のとおりである。

機関保証制度

奨学生の利便性の向上を図り、自らの意志と責任において高等教育機関で学ぶことができるようにすることを目的に、平成16事業年度から機関保証制度を創設した。

学生は奨学金を申し込むときに、従来の連帯保証人・保証人を立てる人的保証制度か、一定の保証料を保証機関に支払うことで保証機関の保証が得られる機関保証制度のどちらかを選択する。加入は任意で、どちらを選択するかは学生の自主的判断による。奨学生であった者が指定期日までに返還できなくなってから、一定期間経過後、保証機関が奨学生であった者に代わって残った奨学金の額を一括返済し（代位弁済）、その後は保証機関が奨学生であった者に、その分の返済の請求を行う。

平成17事業年度の本制度への加入状況は下表のとおりである。

	機関保証加入者数（件）…… A	新規貸与人数（件）…… B	A / B （ % ）
第一種奨学金	17,554	114,549	15.3
第二種奨学金	42,778	233,558	18.3
計	60,332	348,107	17.3

平成17事業年度の代位弁済状況は下表のとおりである。

	件数	金額（千円）
第一種奨学金	1	609
第二種奨学金	2	1,510
計	3	2,119

寄附金

奨学生であった方や一般の篤志家等から機構に寄附された金額は、平成17事業年度は、3,245万円であった。

この寄附金の一部を活用し、平成17年度は新たに「優秀学生顕彰事業」を実施した。

この事業は、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、学術、文化・芸術、スポーツ活動、社会貢献活動の各分野で優れた業績を挙げた者に対して、これを奨励・援助し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的としたものであり、88校から148名の推薦があり、51名を顕彰した。

なお、機構への寄附金は、個人・法人ともに税制上の優遇措置が認められている。

諸手続きの改善・効率化

平成14事業年度より情報総合管理システム「イクシス」を稼働させ、大学等・奨学生・返還者等に対するサービス向上、業務処理の効率化及び事務の適切かつ円滑な処理の実現を図っている。このシステムのうち、インターネットによる奨学金の申込みを「スカラネット」と称している。

スカラネットの利用状況については、次の表のとおりであり、平成17事業年度のスカラネット参加率は全体で92.1%であった。

学 種	平成15事業年度			平成16事業年度			平成17事業年度		
	対象校数	参加校数	参加率	対象校数	参加校数	参加率	対象校数	参加校数	参加率
大学	689	662	96.1%	704	692	98.3%	721	712	98.8%
大学院	522	474	90.8%	527	510	96.8%	546	513	94.0%
短期大学	523	467	89.3%	467	453	97.0%	451	445	98.7%
高等専門学校	62	62	100.0%	63	63	100.0%	63	63	100.0%
専修学校	2,124	1,440	67.8%	2,333	1,692	72.5%	2,357	2,079	88.2%
計	3,920	3,105	79.2%	4,094	3,410	83.3%	4,138	3,812	92.1%

(注) 平成15事業年度は日本育英会で実施した。

(2) 留学生支援事業

国際奨学関連

ア 私費外国人留学生学習奨励費の給付

我が国の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）及び我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する私費外国人留学生又は財団法人日本語教育振興協会が認定する日本語教育機関に在籍する就学生で、学業人物ともに優れ、かつ経済的理由により就学が困難である者に対して、大学院レベルでは月額70,000円、学部レベルでは月額50,000円の学習奨励費を給付した。

(注) 学部レベルには、大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育施設を含む。

(参考) 過去3年間の受給者数等の推移

	学習奨励費受給者数	
	平成15事業年度	大学院レベル
	学部レベル	9,242人
平成16事業年度	大学院レベル	3,537人
	学部レベル	8,779人
平成17事業年度	大学院レベル	3,622人
	学部レベル	9,267人

(注) 平成15事業年度は文部科学省で実施した。

イ 短期留学推進制度の実施

我が国と諸外国との留学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、各国との相互理解を増進することを目的として、短期留学推進制度による学生の受入れ及び派遣を行った。

受入れについては、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の大学から短期間（3か月以上1年以内）留学生を受け入れる場合に、当該学生に対して、往復渡航費、渡日一時金25,000円、奨学金月額80,000円を支給した。

派遣については、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき諸外国の大学へ短期間（3か月以上1年以内）学生を派遣する場合に、当該留学生に対して、奨学金月額80,000円を支給した。

（参考）過去3年間の支給人数推移

	受入れ	派遣
平成15事業年度	2,092人	629人
平成16事業年度	1,927人	624人
平成17事業年度	1,734人	623人

（注）平成15事業年度は財団法人日本国際教育協会で実施した。

ウ 先導的留学生交流支援プログラム支援事業

我が国の複数の大学の連合体（コンソーシアム）が、同じくコンソーシアムを形成する外国の大学との間で締結する大学コンソーシアム間交流協定に基づき行う先導的な留学生交流プログラムにより我が国の大学から海外の大学に派遣される学生に係る経費の一部を支援する事業として、海外の大学に派遣される学生に対して給付金及び旅費を支給した。

平成17事業年度は次のプログラムに支援を行った。

日本のコンソーシアムを形成する大学	海外のコンソーシアムを形成する大学	プログラム名	参加人数
明治大学 他32大学	グルノーブル第1大学 他53大学	日仏共同博士課程	33人
京都教育大学 他5大学	スアンスナンタ地域 総合大学 他3大学	体験型国際理解教育・ 開発教育手法の共同開 発と応用に向けて	15人
東京大学 他3大学	デルフト工科大学 他3大学	メカトロニクスにおけ る設計及び生産に関す る学生の国際交流計画	16人

エ 医療費の補助

外国人留学生が日本国内の保健医療機関等で疾病又は負傷等で診療を受け、医療費を支払った場合に、その医療費の自己負担分（健康保険法に基づく算定）の最大80%を補助することにより、外国人留学生の経済的負担を軽減することを目的とした外国人留学生

医療費補助制度を実施した。

平成17事業年度の補助件数は56,974件、1件当たりの平均補助額は約7,340円であった。

オ 国費外国人留学生への給与（奨学金）給付及び修学援助

国費外国人留学生に対する給与（奨学金）給付、招致及び帰国旅費の支給、教育費の支払い業務を行った。

また、新規に渡日した国費外国人留学生（日韓共同理工系学部留学生を除く。）2,741人に対して渡日一時金として25,000円を支給するとともに、大使館推薦による国費外国人留学生については、新東京国際空港及び関西国際空港等において出迎え、オリエンテーションを実施し、受入れ大学等へ赴くまでの手配を行った。

カ 日韓共同理工系学部留学生への奨学金給付等

韓国の企業・研究所等における先端技術の更なる高度化の促進を図るため、次世代を担う前途有望な学生を我が国の理工系大学に招致し、最先端技術・知識を習得させる文部科学省と大韓民国教育部との共同事業に協力し、渡日一時金及び奨学金等の支給を行った。

平成17事業年度においては、平成17年10月に渡日した韓国人留学生94人（うち、韓国政府負担留学生47人）に対して、渡日一時金、入学金、入学検定料及び奨学金を支給するとともに、平成13事業年度から平成16事業年度までの渡日者425人（うち韓国政府負担留学生211人）に対して、奨学金の給付及び授業料の支払い業務を行った。

宿舎の整備

ア 国際交流会館等の設置・運営

学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他学生生活を支援するとともに、入居学生その他の学生と地域住民等との交流事業等を実施することにより、学生、地域住民等の国際理解の発展、相互交流に資することを目的とする施設として、札幌（50室）、仙台第一（57室）、仙台第二（79室）、東京（282室）、駒場（314室）、祖師谷（362室）、金沢（49室）、京都（80室）、大阪第一（259室）、大阪第二（40室）、兵庫（197室）、広島（41室）、福岡（54室）及び大分（204室）の計14の国際交流会館並びに東京と大阪の各日本語教育センター留学生寮（東京149室、大阪54室）及び東京国際交流館留学生・研究者用宿舎（796室）の設置・運営を行い、外国人留学生及び日本人学生を入居させた（日本人学生はレジデントアシスタントとして入居）。

各会館においては、カウンセラー及びレジデントアシスタントを配置し、在館生が抱えている諸問題に対し指導・助言を行うとともに、在館する留学生の交流親睦を図るための各種行事（文化祭等）を実施した。

また、国際交流会館のうち、平成16事業年度において実施した仙台第二国際交流会館、東京国際交流会館及び京都国際交流会館に引き続き、昭和56年以前の旧耐震基準による建物である駒場国際交流会館及び大阪第一国際交流会館について、耐震診断を実施した。

イ 東京国際交流館の設置・運営

21世紀の知的国際交流拠点として、国内外の優秀な学生や研究者に、質の高い生活・交流空間を提供するとともに、様々な交流事業の積極的な展開によって居住者相互や外部の優秀な学生、研究者等との交流を促進し、より優れた修学・研究成果の達成に資することを目的とする施設として東京国際交流館の運営を行った。

留学生・研究者用宿舎として796室を管理・運営するとともに（前記アを参照）、カウンセラー及びレジデントアシスタントを配置し、居住者の相談に応じた。

また、知的交流センターとしての「プラザ平成」において、平成17事業年度には、次に掲げる国際シンポジウム及び国際交流フェスティバル等の国際交流事業を実施するとともに、国際交流会議場やメディアホール等の施設を一般の利用に供した。

事業の種類	テーマ	開催月日	参加者数
国際シンポジウム	グローバル化時代の留学生の就職支援	平成18年1月13日	223人
国際交流フェスティバル	お台場で「世界」をつかめ	平成17年10月23日	1,627人

ウ 留学生宿舎建設奨励事業の実施

地方公共団体、学校法人、公益法人等が行う留学生宿舎の建設・改修・取得に対し、建設等に必要経費の一部を負担することにより、低廉な家賃で良質な宿舎の建設等を奨励し留学生宿舎の確保を促進することを目的とする留学生宿舎建設奨励事業を実施した。

平成17事業年度は、学校法人同志社が建設する留学生宿舎に対して、23,036千円を交付した。

エ 留学生指定宿舎の確保

外国人留学生の宿舎を安定的に確保するために、適切な民間宿舎を開拓し、家主との間で2年間の指定宿舎契約を締結して外国人留学生専用の宿舎とし、家主に対して指定契約金を交付した。

また、この指定宿舎に大学間交流協定等に基づく短期留学生が入居する場合は、権利金を不要とすることを条件に、家主に指定契約金に加えて協力金を支払った。

平成17事業年度における指定契約金の額は、単身用が80,000円、世帯用が130,000円、入居協力金は短期用が50,000円であり、指定宿舎契約件数は、全国で1,040件（単身用875件・世帯用79件・短期単身用86件、総契約数2,040件）であった。

オ 宿舎費の補助

平成12年4月1日より前に新規渡日した国費外国人留学生のうち、家賃月額32,000円以上の民間宿舎に入居している者に対して、大都市で月額12,000円以内、その他の地域で月額9,000円以内の宿舎費の補助を行った。平成17事業年度の対象者数は、87人であった。

日本留学試験の実施

外国人留学生として、我が国の大学等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的とした日本留学試験を実施した。

平成17年事業年度においては、第1回を平成17年6月19日(日)に、第2回を11月13日(日)に実施し、実施状況は次のとおりであった。

ア 実施会場

国内：北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県(第1回)、広島県(第2回)、福岡県、沖縄県
 国外：インド(ニューデリー)、インドネシア(ジャカルタ及びスラバヤ)、韓国(ソウル及びプサン)、シンガポール、タイ(バンコク)、台湾(台北)、フィリピン(マニラ)、ベトナム(ハノイ及びホーチミン)、マレーシア(クアラルンプール)、ミャンマー(ヤンゴン)、モンゴル(ウランバートル)、ロシア(ウラジオストク)

イ 応募者数・受験者数

		国内	国外	合計
応募者数	第1回	11,592人	3,241人	14,833人
	第2回	17,210人	2,613人	19,823人
受験者数	第1回	10,686人	2,584人	13,270人
	第2回	14,840人	2,010人	16,850人

また、海外における実施国・都市数の拡大を図るため、平成17事業年度において、スリランカ(コロンボ)において試行試験を行った。

(参考) 過去3年間の受験者数推移

		国内	国外	合計
平成15事業年度	第1回	11,633人	1,901人	13,534人
	第2回	20,270人	1,307人	21,577人
平成16事業年度	第1回	15,691人	2,268人	17,959人
	第2回	21,641人	1,297人	22,938人
平成17事業年度	第1回	10,686人	2,584人	13,270人
	第2回	14,840人	2,010人	16,850人

(注) 平成15事業年度は財団法人日本国際教育協会で開催した。

留学生交流推進事業

ア 国際大学交流セミナーの実施

我が国の大学と海外の大学との間の国際交流促進のため、アジア地域の大学から学生と引率の教員を招き、大学との共催により専門的な分野について意見の交換を行うためのセミナーを実施した。

平成17事業年度は次の7件のセミナーを実施した。

実施大学名	期間
筑波大学 × カセサート大学(タイ)	平成17年10月3日～10月13日
神戸大学 × スラバヤ工科大学(インドネシア)	平成17年8月29日～9月10日

九州工業大学 × インド工業大学（インド）、 ペラデニヤ大学（スリランカ）	平成17年 8月29日～ 9月 9日
鹿児島大学 × 南京工業大学（中国）	平成17年12月 5日～12月14日
大阪市立大学 × 上海交通大学（中国）	平成17年11月13日～11月26日
静岡文化芸術大学 × 湖西大学校（韓国）	平成17年 8月30日～ 9月10日
福岡大学 × 啓明大学校（韓国）	平成18年 1月22日～ 2月 4日

上記のほか、財団法人みずほ国際交流奨学財団との共催により、次の2件のセミナーを実施した。

実施大学名	期 間
宇都宮大学×モンゴル国立人文大学（モンゴル） 国立政治大学（台湾）	平成17年 7月31日～ 8月13日
名古屋大学×タシケント国立法科大学（ウズベキスタン） ホーチミンシティ法科大学（ベトナム） 王立法経大学（カンボジア）	平成17年 9月14日～ 9月24日

イ 国際医療技術学生合同セミナーの実施

財団法人国際医療技術交流財団との共催で、国際保健医療協力事業に参加する人材の養成確保のため、我が国の高等教育機関で保健医療を専攻する日本人学生と外国人学生を対象に、講演・講義、グループ討議、パネルディスカッション等を内容とした合同セミナーを実施した。

平成17事業年度は、平成17年12月17日から12月18日までの間、独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所で実施し、35人の参加者を得た。

ウ 留学生等合同セミナーの実施

日本と諸外国・地域との相互理解、友好親善を深めるために、毎年テーマを定めて講師を招き、外国人留学生と日本人学生との合同セミナーを実施した。

平成17事業年度については、次の2都市にて開催した。

（ア）大分

テーマ等：講演演題「学生の食生活について」

（1）学生の食事体験発表（1日の食事追跡）

（2）調理実習・試食会（交流会）

分科会テーマ「多様な価値観、留学生の未来」

開催日：平成18年3月1日（水）

会 場：大分国際交流会館

参加者：外国人留学生、日本人学生、大学関係者等 計60人

（イ）東京

テーマ等：講演演題「外国人留学生のメンタルヘルスについて」

3グループに分かれて自由に意見交換後、各分科会で報告

開催日：平成18年3月9日（木）

会 場：駒場国際交流会館

参加者：外国人留学生、日本人学生、大学関係者等 計48人

エ 外国人留学生と日本人学生等との交流事業

(ア) 史跡見学会

外国人留学生に対し、日本事情や日本文化等に対する理解を深める機会を与えることにより、我が国と諸外国との相互理解及び友好親善の増進を図ることを目的に、春（6月）と秋（11月）の2回、史跡等見学旅行を財団法人母と学生の会との共催で企画、実施した。

(イ) 地元企業見学会

各支部において、我が国の産業、文化に対する外国人留学生の理解を深めるために、地元企業や文化施設等の見学会を次のとおり実施した。

実施支部	期 日	見 学 先
仙台支部	平成17年9月29日	岩手大学地域連携推進センター 等
東京支部	平成17年12月2日	日産自動車追浜工場 等
金沢支部	平成18年2月7日	ジェイ・バス小松事業所 等
名古屋支部	平成17年11月3日	トヨタ自動車(株)本社工場 等
京都支部	平成17年11月9日	東陶機器 滋賀工場 等
大阪支部	平成17年11月10日	日清食品、神戸製鉄所 等
神戸支部	平成17年9月27日	新日鉄 広畑製鉄所 等
広島支部	平成17年9月10日	サタケ(株) 等
松山支部	平成17年8月28日	文楽鑑賞と和ろうそく作り 等
	平成18年3月9日	新来島ドック 等
福岡支部	平成17年11月23日	九州国立博物館 等
大分支部	平成18年2月3日	ダイハツ車体工場 等

(ウ) 地域交流会

外国人留学生の宿舎等の問題に関して、留学生と日本人学生、地域住民、関係機関等との相互理解を深めるために交流会を次のとおり開催した。

実施支部	期 日	開 催 場 所
札幌支部	平成17年10月28日	札幌国際交流会館
京都支部	平成18年2月12日	京都市国際交流会館
大阪支部・ 神戸支部合同	平成17年11月7日	大阪大学中之島センター
広島支部	平成18年1月14日	岡山大学内「ピーチユニオン」
松山支部	平成18年1月21日	松山市 清水公民館
大分支部	平成18年2月10日	大分国際交流会館

オ 留学生地域交流事業（財団法人中島記念国際交流財団助成事業）

日本の諸地域における外国人留学生受入れ環境を整備し、交流を促進するために、財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進にかかる事業を実施した。

平成17事業年度は、12支部で次の28事業を実施した。また、その他一般公募により36事業を支援した。

実施支部名	事業名(テーマ)	開催場所
札幌支部	多文化共生社会への実現「留学生も札幌市民！ - 地域に根ざしたニーズとサポート -」	真駒内青少年会館、札幌国際交流プラザ
仙台支部	地域交流 in おきたま	置賜地区(山形県高畠町・米沢市)
	留学生と地域住民による泉ヶ岳フィールドワーク	宮城県泉が岳自然の家
	松島活性化プロジェクト	松島高等学校・松島町内
東京支部	トライアングル・フェスタ	祖師谷国際交流会館 等
	留学生研究発表会 (JAPONDER)	世田谷文化生活情報センター
	駒場地区秋季交流会「Let's こらぼ」	駒場野公園、目黒区立第一中学校 等
金沢支部	世界遺産の地でエコスタディー	富山県五箇山菅沼合掌集落 等
	日韓友情年 2005「知ろう・楽しもう韓国文化」かなざわ地域交流教室	石川県留学生交流会館 等
	もりの里異文化交流サロン	石川県留学生交流会館
	いしかわ留学生交流フォーラム 2005	金沢市文化ホール 等
名古屋支部	児童養護施設の子どもたちと留学生とのこころの交流	金城六華園、名古屋文化キナーホルト、駒方寮、照光愛育園
	一球にかける地域交流	静岡大学体育館
京都支部	「千年の都・京都」における日韓文化交流会及び交歓会	京都教育文化センター、京都市宇多野ユースホステル
	「京都の通り名数え歌」宝さがし	京都支部
大阪支部	第2回「山紫水明の地」での異文化交流(神戸支部と共同実施)	国立曽爾少年自然の家
神戸支部	留学生セミナー ~兵庫県の環境問題を考える~	兵庫県但馬地方
広島支部	かよこの嫁入り祭祝賀イベント「夢追いまつり」	三篠公民館(広島市西区)
	留学生と地域住民とのスポーツ交流と世界の遊び	広島市中央公園
松山支部	留学生講師派遣事業	愛媛県内 31 の小中学校
	「留学生ふれあい隊」事業	四国中央市共楽園 等
福岡支部	フィールドツアー in 唐津	唐津市虹の松原 等
	福岡県国際学生会議 「地球市民のアイデンティティを探す旅 2005」	福岡市立油山青年の家、九州国立博物館
	World・ふれあい・グラウンド in ふくおか - 05 X'mas Party in 東区 -	自協学舎九州寮
大分支部	留学生講師紹介事業	大分市・別府市・杵築市・日出町の小中高等学校・養護学校
	「グリーン・ツーリズム」体験・交流と地方の暮らし	大分県宇佐市安心院町
	九州国立博物館見学会	九州国立博物館
	九州相良と人吉盆地の探求	熊本市、人吉市

帰国外国人留学生に対するフォローアップ

ア 帰国外国人留学生短期研究制度の実施

開発途上国・地域から我が国に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、我が国の大学において、当該大学の研究者と共に短期研究を行う機会を提供する帰国外国人留学生短期研究制度を実施した。

平成17事業年度は、20の国・地域58人に対して、往復渡航旅費、大学配置旅費、滞在費(1日当たり9,800円)、国内研究旅費(43,000円)の支給を行った。

〔受入れ大学別〕

	大学名	採用者数		大学名	採用者数
1	北海道大学	2	23	大阪大学	1
2	北海道教育大学	1	24	神戸大学	1
3	帯広畜産大学	1	25	島根大学	1
4	弘前大学	1	26	岡山大学	2
5	岩手大学	1	27	広島大学	2
6	東北大学	2	28	山口大学	1
7	山形大学	1	29	徳島大学	1
8	筑波大学	2	30	愛媛大学	1
9	千葉大学	2	31	高知大学	1
10	東京大学	2	32	九州大学	2
11	東京農工大学	1	33	佐賀大学	1
12	東京工業大学	2	34	長崎大学	1
13	電気通信大学	2	35	大分大学	1
14	横浜国立大学	2	36	鹿児島大学	1
15	金沢大学	1	37	琉球大学	1
16	岐阜大学	1	38	北陸先端科学技術大学院大学	1
17	静岡大学	1	39	滋賀県立大学	1
18	名古屋大学	2	40	国立音楽大学	1
19	愛知教育大学	1	41	上智大学	1
20	名古屋工業大学	2	42	明治学院大学	1
21	滋賀医科大学	1	43	立教大学	1
22	京都大学	2	44	福岡大学	1
合 計				58名	

〔国・地域別〕

	国・地域	採用者数		国・地域	採用者数
1	中国	9	11	インド	1
2	韓国	8	12	スリランカ	1
3	バングラデシュ	8	13	ネパール	1
4	フィリピン	5	14	パキスタン	1
5	インドネシア	4	15	ベトナム	1
6	タイ	4	16	台湾	1
7	エジプト	4	17	バーレーン	1
8	マレーシア	2	18	パレスティナ	1
9	ミャンマー	2	19	ブラジル	1
10	ロシア	2	20	ガーナ	1
合 計				58名	

イ 帰国外国人留学生研究指導事業の実施

我が国における留学を終了し、帰国後、自国の大学等高等教育機関及び学術研究機関で教育、研究活動に従事している者に対し、我が国における留学時の指導教員を現地に派遣して行わせる研究指導、研究者及び学生等に対するセミナーの開催等の事業を実施する帰国外国人留学生研究指導事業を実施した。

平成17事業年度は、5件採用し、5人の元指導教員を6の国・地域へ派遣し、往復旅費、研究指導経費(上限83,000円)、器材購入費(上限450,000円)の支給を行った。

	研究指導者所属	派遣国・地域
1	弘前大学	韓国
2	山形大学	中国
3	千葉大学	インドネシア
4	静岡大学	中国
5	高知大学	中国
合計 5大学5組5人		

ウ 帰国外国人留学生に対する専門資料の送付

外国人留学生が我が国の大学院を修了又は留学期間を満了して帰国後、教育・研究等の職に就いている者に対し、専門領域の研究を進めていくために必要な専門資料（学会誌、研究紀要等）を当該帰国外国人留学生の希望に添って無料送付を行った。

平成17事業年度は、21の国・地域の帰国外国人留学生に対して資料送付を行った。

エ 帰国外国人留学生に対するフォローアップ施策の検討

帰国外国人留学生に対するフォローアップ施策として、情報提供サービスの方策を検討した。具体的には、メールマガジン発行による情報提供の可能性、帰国外国人留学生への周知・広報の方法、メールマガジンに盛り込むべき内容、同留学生の個人情報のうち配信を行うために必要な項目の整理等、これらについて全体的な枠組みの検討を行った。

留学情報の提供等

ア 留学情報の収集・提供

東京及び神戸に留学情報センターを設置し、国内外の留学に関する情報を収集・整理し、留学関連の印刷物等を作成することにより、留学希望者に対して、電話、手紙、来訪、インターネット等により情報提供及び留学相談を行った。

平成17事業年度における情報提供実績は下表のとおりである。

	日本留学	海外留学		合 計
		大学・語学留学	高校留学	
電話・FAX	6,527人	7,503人	274人	14,304人
手紙等（E-Mailを含む）	4,319人	1,645人	35人	5,999人
来訪・閲覧	2,519人	1,897人	115人	4,531人
留学相談コーナー	-	546人	50人	596人
ホームページアクセス	3,455,658件			
合 計	13,365人	11,591人	474人	25,430人

イ 日本留学フェア（海外）の実施

我が国の大学、日本語教育機関等の最新で正確な情報を提供するとともに、日本の留学事情について説明し、日本留学への関心を高めることを目的として、海外において、現地の高校生、大学生、進学指導担当者等を対象に、日本の大学等や留学関係機関の参加を得て、「日本留学フェア」を開催した。

その他、現地帰国留学生会及び在外日本国公館等の協力を得て「日本留学説明会」を開催した。

また、日本と諸外国との大学間交流協定の締結を促進することを目的とした「大学間交流促進プログラム」を実施した。

平成17事業年度の実施状況は下表のとおりである。

【日本留学フェア】

開催国	開催地	開催時期	参加大学等数	来場者数	備考
北米	シアトル	平成17年5月	26大学	919人	*
台湾	高雄・台北	平成17年6月	75大学等3機関	1,904人	
マレーシア	クアラルンプール・ジョホールバル	平成17年8月	37大学等	2,316人	
韓国	釜山・ソウル	平成17年9月	134大学等	4,015人	
欧州	ポーランド	平成17年9月	16大学	636人	*
中国	瀋陽・北京	平成17年10月	24大学	2,833人	
タイ	バンコク	平成17年11月	60大学等1機関	3,967人	
	チェンマイ	平成17年11月	37大学等1機関	587人	
ベトナム	ハノイ・ホーチミン	平成17年11月	48大学等	1,611人	
インドネシア	ジャカルタ	平成17年12月	9大学等	1,535人	

(注) 備考欄の「*」は大学間交流促進プログラム

【日本留学説明会】

開催国	開催地	開催時期	来場者数
ロシア	ウラジオストック	平成17年5月	80人
スリランカ	コロンボ	平成17年10月	約 250人
ミャンマー	ヤンゴン	平成17年10月	約 520人
モンゴル	ウランバートル	平成17年11月	461人
インドネシア	スラバヤ	平成17年12月	624人
インド	ニューデリー	平成18年2月	約 70人
	プーネ	平成18年2月	約 540人
フィリピン	マニラ	平成18年3月	約 770人

ウ 外国人学生のための進学説明会（国内）の実施

各大学等の協力を得て、日本の大学等に入学を希望する在日外国人学生に対して、的確に大学等を選択し、効果的に入学準備を進められるための進学指導を行うことを目的とした進学説明会を、首都圏及び関西にて実施した。

開催月日	会場	参加大学等数	来場者数
平成17年7月3日（日）	パシフィコ横浜展示ホール	165大学2機関	1,316人
平成17年7月17日（日）	グランキューブ大阪イベントホール	107大学2機関	1,204人

エ アジア地域留学促進事業の実施

我が国と諸外国との留学生交流の促進に寄与することを目的として、事業の実施拠点としてアジア地域（マレーシア、タイ、インドネシア、韓国）に事務所を設置し、日本留学の情報の発信・相談、留学情報の収集その他機構が海外に展開する事業を行った。また、アジア地域の大学図書館等に日本留学関連の資料を送付し、日本留学促進資料の公開拠点（19の国・地域、51か所）として公開している。

オ 海外留学説明会（国内）の実施

海外への留学を希望する日本人学生等が効果的に留学準備をすすめられるように、

諸外国の教育制度、留学手続き、生活一般等についての正確な情報を提供する説明会（海外留学フェア）を東京及び神戸において実施した。また、この他に、同フェアの小規模セミナーの説明会を東京及び神戸で年13回実施した。

開催月日	会 場	対象国・地域	来場者数
平成17年6月4日（土）	兵庫国際交流会館 多目的ホール	英語圏・アジア・欧州・ 拉丁アメリカ	123人
平成17年6月18日（土）	東京国際交流館 プラザ平成	アジア・中東・北米・ 拉丁アメリカ・欧州	327人

カ 外国政府等による奨学金留学生の募集・選考の協力

外国政府等奨学金留学生募集の日本側の窓口として、募集・選考業務の協力を行った。平成17事業年度は、31の国・地域について34回の募集等に協力した。

日本語教育の実施

東京及び大阪に日本語教育センターを設置し、我が国の高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に対し、日本語教育及び基礎教科の教育を行うとともに、日本文化・日本事情等の理解を促進させる事業を実施した。

ア 学生受入実績

各コースの平成17事業年度の受入実績は次のとおりである。多様な学生を広く受け入れるために、入学審査において、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生等の受入等に配慮した。

	課 程		受入予定	受入実績	教 育 内 容
東京	1年コース	進学課程	180人	178人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等 進学課程			日本語、日本事情
	当年1年半コース	進学課程	100人	97人	日本語、日本事情、基礎教科
		大学院等 進学課程			日本語、日本事情
	前年1年半コース	進学課程	100人	102人	日本語、日本事情、基礎教科
大学院等 進学課程		日本語、日本事情			
合 計			380人	377人	
大阪	1年コース	本 科	120人	117人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	110人	81人	日本語
	当年1年半コース	本 科	45人	45人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	50人	59人	日本語
	前年1年半コース	本 科	45人	43人	日本語、日本事情、基礎教科
		専 科	50人	81人	日本語
	合 計			420人	426人

イ 進学状況

東京においては、平成17事業年度の修了者271人のうち249人（大学院58人、大学85人、専修学校等27人、高等専門学校79人）が進学した。

大阪においては、進学課程である本科修了者160人のうち149人（大学81人、短期大学4

人、専修学校等64人)が進学した。また、専科修了者の中からも99人(大学院12人、大学55人、短期大学6人、専修学校等26人)が進学した。

ウ 研究及び教材の開発

大学院進学者のための教材、非漢字圏からの留学生のための中級教材、専修学校進学者のための教材開発及び日本語学習者のための日本事情教材の開発を行った。

また、研究及び教材開発の成果をまとめて紀要として公刊した。

エ 進学指導

学生に対する個人面接指導、大学説明会を行うとともに他校の参加を呼びかけて大学院進学説明会を行った。

オ 海外の留学予備教育機関への連携、指導、協力

海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人日本語教師の研修を行った。

また、外国の教育機関や国際交流団体等の要請により、日本語教師3人を海外に派遣した。

カ 日本理解の促進

在校生の日本理解を促進するため、国際理解教育授業への参加、日本人各層との交流会の実施、ホームステイ等への参加の推進等を行った。

キ 研究協議会

予備教育の質の向上を図るため、高等教育機関留学生担当者と日本語教育機関関係者が情報交換・意見交換する研究協議会を新たに企画し、東京においては「大学院進学者に必要な日本語能力を養成するための日本語教育のあり方」、大阪においては「専修学校進学者に必要な日本語能力を養成するための日本語教育のあり方」のテーマで研究協議会を開催した。

(3) 学生生活支援事業

研修事業

大学等の学生支援担当教職員のスキルアップのために、関係機関との連携により各種研修会を全国又は地域ごとに、別表6のとおり実施した。

また、大学等からの要望や時代のニーズに対応する新たなプログラム等の開発に向けた準備を次のとおり行った。

ア インターカー研修プログラム開発に係る調査研究

学生相談や学生対応等に携わる教職員が、学生対応に際しての心構えや留意点を理解し、担当部門の適確な紹介を行うためのインターカー研修プログラムの開発に向けて、有識者に対し意見聴取等を行い、プログラム内容の具体化や研修の実施方法等の検討を行った。

イ 大学キャリアアドバイザー研修プログラム開発に係る調査研究

「学生のキャリアに関する相談に必要な知識・スキル等を修得し、効果的な支援・アドバイスを提供する能力を高める研修プログラム」の開発を目指し、有識者等による「プログラム検討委員会」を設置し、大学等に対するニーズ調査を行うなどして、プログラム内容の具体化や研修の実施方法等の検討を行った。

学生生活支援関連情報の収集・提供等に関する事業

ア 出版物の発行

(ア) 「大学と学生」

学生生活支援等について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、学生生活支援の現状や課題、高等教育に関する最新の動向などを特集して、月刊「大学と学生」を発行した。

(イ) 「外国人留学生のための就職情報」

日本留学後に日本企業に就職を希望する外国人留学生のために、就職活動の基礎知識等を提供するため、「外国人留学生のための就職情報」を発行し、大学や関係機関等に配付するとともに、情報誌の内容をすべてホームページにおいて提供した。

イ 学生支援情報データベースの構築

学生支援に関する有益な情報を効率的・効果的に収集・提供するため、学生支援情報データベース構築計画として作成した「学生支援情報データベース（仮称）システム概要」にもとづき、システムの開発に着手し、平成18事業年度の本格的な運用開始のための準備を進めた。

また、データベースにて提供する学生支援に係る各大学等における事例等の収集のため、「大学等における学生生活支援の実態調査」を実施した。

(調査の概要)

- ・調査対象： 全国の大学、短期大学及び高等専門学校 1,192校
- ・調査方法： 大学等に調査票を郵送し、回答様式をホームページ上からダウンロードしてもらい、回答をメールにて回収した。
- ・調査時期： 平成17年11月
- ・回収結果： 1,064校（回収率89.3%）

ウ 大学における学生相談組織等の整備に資する調査研究の実施

大学における学生相談体制の現状を把握するとともに、その課題を明らかにし、今後、各大学が整備・充実を図るに際して参考となるモデルなどを策定することを目的として、学識経験者等の協力を得て調査研究を実施した。

エ 学生ボランティア活動支援事業

(ア) 大学等における学生ボランティア活動の充実に資するため、「学生ボランティア活動に関する調査」を平成17年11月に行い、調査結果を報告書としてまとめ、大学等に配

付した。

(イ) 大学等やボランティア関係団体との連携を図り、学生等にボランティア活動のきっかけを与えることを目的として、「体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー」を支部において、別表7のとおり実施した。

(ウ) 大学等とボランティア関係団体間の連携・協力をさらに推進するため、「学生ボランティア活動支援・促進のための連絡協議の集い」を平成17年12月8日(木)に実施した。

オ 全国就職指導ガイダンスの開催

大学等卒業予定者の就職・採用活動について、大学側、企業側の双方が一堂に会し情報交換を行うことにより、学生の就職機会の均等の確保と就職指導の充実を図ることを目的として、文部科学省・就職問題懇談会との共催で、「全国就職指導ガイダンス」を平成17年6月23日(木)(東京)と平成17年12月6日(火)(神戸)に開催した。

カ コンソーシアムへの協力

各地域における学生支援活動、特に、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生生活支援組織(コンソーシアム)形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行うこととしており、平成17事業年度については、新たに設立の動きのあった学生生活支援を主たる目的とする「あいち学生支援コンソーシアム」及び「大学コンソーシアムおおいた」に対して、それぞれの支部において必要な協力を行った。

キ 共同事業の実施

4支部において、担当区域にある大学等の関係機関と連携し、その地域ブロック単位で共通している学生生活支援の課題等に係る事業を共同で実施した。

支部名	事業名	連携機関
札幌支部	北海道地域インターンシップ支援事業～「北海道インターンシップエクスプローラ(HIE)」	北海道地域インターンシップ推進協議会
名古屋支部	学生の悩み相談事業	あいち学生支援コンソーシアム
大阪支部	学校インターンシップ導入マニュアル等の作成	大学コンソーシアム大阪
広島支部	「学生を育てる」視点からの学生支援事業	広島学生相談研究会

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の配付

文部科学省及びJRと調整を図り、各大学、都道府県等に対して学割証用紙を配付した。また、平成17事業年度における各大学等の学割証発行希望枚数の取りまとめについては、電子媒体を活用するなど業務の改善を行い、円滑に実施した。

なお、平成17事業年度の学割証用紙の発送枚数は538万2,000枚(追加発送分を含む。)であった。

学籍簿管理に関する調査研究

学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学が将来的に発生した場合の学籍簿管理について、関係機関と連携・協議しながら、実態調査をはじめとする各種調査を実施するとともに、外部の有識者による研究協力者会議を開催した。

心身に障害のある者等への支援方策に関する調査研究

ア 大学等における障害学生の修学支援の在り方について（報告書）

平成16事業年度の「障害学生の修学支援の在り方に関する研究協力者会議」での検討等を基に、平成17年8月に「大学等における障害学生の修学支援の在り方について」（報告書）を公表した。

報告書では、大学等における教育の機会均等の保障、大学等におけるユニバーサル・アクセスの実現、障害学生の受入れの促進を目的に、必要となる事業及び中・長期的に必要となる事業として4つの事業を提言した。

- ・ 障害学生支援に関する大学等間ネットワークの構築
- ・ 障害学生受入れの促進
- ・ 支援学生のスキルアップ
- ・ 大学等における修学支援体制の構築

イ 障害学生修学支援実態調査の実施・公表

平成17年5月に全国の大学、短期大学、高等専門学校計1,115校を対象に、国の行政機関として初めて障害学生の修学支援に関する実態について、アンケート調査を実施し、平成18年1月に公表した。

（調査結果の概要）

- ・ 調査対象校数：1,115校 回答数：1,009校（回収率90.5%）
- ・ 障害学生の在籍者数：5,444人
- ・ 全学生数に対する在籍率0.16%（学校基本調査の数値を基に算出した参考値）
- ・ 障害学生が在籍すると回答した学校数：592校（59.1%）
- ・ 障害学生が在籍していないと回答した学校数：409校（40.9%）

ウ 障害学生支援ニーズ調査の実施

全国の大学32校、関係機関4機関を訪問し、先進的に取り組む大学等の実態、課題及びニーズ等を調査した。調査結果については、障害学生修学支援実態調査（上記「イ」参照）の結果とともに、障害学生支援におけるネットワーク構築に関する準備委員会（下記「エ」参照）等における検討に役立てた。

エ 障害学生支援におけるネットワーク構築に関する準備委員会

平成17年8月の「大学等における障害学生の修学支援の在り方について」（上記「ア」参照）の提言を基に、平成17年10月に「障害学生支援におけるネットワーク構築に関する準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を設置し、今後の障害学生の修学支援

に関する事業の実施に向けた協議（４回）及び準備を行った。

オ セミナー及び研修会の開催

高等教育機関における障害学生の修学環境の整備・充実に図るために、関係大学・機関との連携の下、障害学生修学支援セミナー等を各地区で、別表８のとおり開催した。

カ 研究会の実施

- (ア) 障害学生修学支援体制の整備と支援コーディネーターの役割に関する研究会（東京）
関係大学等の担当者の協力の下、研究会を２回開催し、各大学の現況把握、支援スタッフの確保、学内体制の諸問題、組織作り、安定的・迅速な支援、学内啓発活動などについての意見交換等を行った。
- (イ) 障害学生支援コーディネーター養成プログラム研究会（京都）
関係大学等の担当者及び関係支部の協力の下、研究会を３回開催し、コーディネーター養成講座の実施に向けて、講座用のテキストの開発を行った。
- (ウ) ノートテイク研修会実施等に向けた研究会（仙台）
関係大学等の担当者及び関係支部の協力の下、研究会を２回開催し、大学等に修学する聴覚障害学生の授業保障に携わる支援学生及びボランティア等を対象とするノートテイク研修会の実施に向け、各課題の整理とそれらへの対応方針についての詳細を検討するとともに、中・長期的な視点からの大学及び関係機関の連携方法等についても情報交換を行った。

ノートテイク：講義の内容や周りの様子（学生の発言やチャイムの音など）を支援者がノート等に筆記し、その場で対象者に文字で伝える支援技術・方法。文字による通訳。

キ 障害学生支援メニュー・マニュアルの作成

- (ア) 障害学生支援メニューの作成
準備委員会（上記「エ」参照）での検討を踏まえ、修学支援方策をメニュー（一覧）化し、障害別の支援内容に対応場面別・レベル別に解説した障害学生支援メニュー（プロトタイプ）を３月に作成した。
- (イ) 障害学生支援に関するマニュアル（初心者向け）の作成
客員研究員を中心に、初めて障害学生を受け入れる大学の教職員向けにマニュアルを２月に作成し、セミナーで配布・解説した。

ク 障害学生支援に係る関連情報の提供、理解啓発の促進、パブリシティ

- (ア) 平成17年６月にホームページに障害学生修学支援に関するコンテンツを立ち上げ、事業報告、関連用語解説、大学・機関の動向、プレスリリース等、各種関連情報を提供した。
- (イ) 月刊「大学と学生」にて、客員研究員が、障害学生の修学支援をテーマに毎号連載した（平成17年度４月号～平成18年度３月号）。

(ウ) 調査結果やセミナーの開催報告等について、ホームページへの掲載及び、新聞社、専門誌、業界誌等へのプレスリリースの送付や訪問による情報提供をするなど積極的な広報活動を実施した。また、新聞社からの取材要請等にも積極的に対応した。

2. 借入金の状況 (別表9「1 借入金」)

(1) 一般会計からの借入金

無利子貸与事業については、国の一般会計からの借入金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。

平成17事業年度は、一般会計から913億6,035万円の借入れを行った。この結果、平成17事業年度末の借入金残高は2兆1,621億3,396万円(借入総額2兆6,652億9,672万円、償還免除総額5,031億6,275万円)となり、対前年度比841億501万円の増となった。なお、償還免除総額は、独立行政法人日本学生支援機構法附則第11条の規定に基づく償還免除額641億3,554万円を含んでいる。

(2) 財政融資資金からの借入金

有利子貸与事業については、財政融資資金からの借入金、財投機関債(「日本学生支援債券」)発行により調達した資金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。平成17事業年度は、財政融資資金から3,371億円の借入れを行った。

この結果、平成17事業年度末の借入金残高は1兆7,890億3,600万円(借入総額2兆1,533億1,800万円、償還額3,642億8,200万円)となり、対前年度比2,810億7,400万円の増となった。

(3) 日本学生支援債券による資金調達

平成17事業年度においては、平成17年7月5日に400億円、平成17年11月4日に400億円、平成18年2月3日に300億円、計1,100億円の日本学生支援債券を発行し、調達した資金はそれぞれ7月分と11月分及び2月分の奨学金交付の原資として充当した。

(4) 民間からの借入金

新しい情報総合管理システム(イクシス)を構築するため、平成11事業年度から平成13事業年度までの3カ年民間資金の借入れを行った。平成17事業年度末の借入金残高は6億8,525万円(借入総額13億4,375万円、償還額6億5,849万円)で、平成16事業年度末の借入金残高に比し1億3,437万円の減となった。

3. 運営費交付金の状況 (別表9「2 運営費交付金」)

日本学生支援機構の業務運営に要する経費に充てるため、平成17事業年度は、国の一般会計から227億418万円の運営費交付金を受けた。

4. 施設整備費補助金の状況

平成17事業年度補正予算において、アスベスト除去事業経費に充てるため、2億2,399万円の施設整備費補助金が予算措置され、年度内に交付されなかった残額2億2,388万円を翌年度に繰

越した。

5 . 政府交付金の状況 (別表9「3 政府交付金」)

平成17事業年度から、都道府県に移管することとされた高等学校等奨学金事業の経費に充てるため、91億2,594万円の高等学校等奨学金事業交付金を受けた。

6 . 国庫補助金等の状況 (別表9「4 国庫補助金等」)

(1) 国庫補助金

死亡等により法令に基づいて返還免除となった第二種学資金に係る債権を補填するための経費及び回収不能債権の償却財源として補填するための経費に充てるため、平成17事業年度は、国の一般会計から10億3,620万円の育英資金返還免除等補助金の交付を受けた。

(2) 利子補給金

財政融資資金の借入及び日本学生支援債券に係る利子支払いのため、平成17業年度は、国の一般会計から89億2,335万円の育英資金利子補給金の交付を受けた。これは平成16事業年度の交付額に比し8億1,345万円の減(8.35%)となっている。

学種別奨学金貸与状況

区 分	平成 15 事業年度		平成 16 事業年度		平成 17 事業年度	
	貸与人員	貸与金額	貸与人員	貸与金額	貸与人員	貸与金額
	うち新規 貸与人員		うち新規 貸与人員		うち新規 貸与人員	
第一種奨学金	人 (7,239)	百万円 (3,205)	人 (5,808)	百万円 (2,453)	人 (4,023)	百万円 (1,965)
	411,339	171,305	238,604	418,465	149,223	248,757
高等学校	(2,985)	(744)	(2,648)	(647)	(1,401)	(364)
	105,432	42,925	28,590	103,477	40,083	28,175
大 学	(3,030)	(1,708)	(2,267)	(1,256)	(1,874)	(1,108)
	226,382	87,729	133,742	228,848	70,066	138,328
大 学 院	(251)	(239)	(182)	(172)	(151)	(153)
	55,455	28,208	63,799	59,096	27,548	67,601
高等専門学校	(44)	(15)	(29)	(8)	(26)	(7)
	6,349	1,678	2,435	6,344	1,641	2,441
専 修 学 校	(929)	(500)	(682)	(370)	(571)	(333)
	17,721	10,765	10,037	20,700	9,885	12,212
第二種奨学金	(4,216)	(3,590)	(3,229)	(2,703)	(2,680)	(2,290)
	452,342	167,910	344,066	512,727	201,940	411,170
大 学	(2,575)	(2,167)	(1,914)	(1,553)	(1,498)	(1,263)
	363,683	123,080	270,156	407,472	146,590	318,184
大 学 院	(116)	(129)	(88)	(95)	(74)	(84)
	20,776	9,692	19,801	21,082	11,835	21,658
高等専門学校	(13)	(11)	(4)	(3)	(5)	(4)
	217	142	150	261	170	189
専 修 学 校	(1,512)	(1,284)	(1,223)	(1,052)	(1,103)	(939)
	67,666	34,996	53,958	83,912	43,345	71,139
合 計	(11,455)	(6,795)	(9,037)	(5,156)	(6,703)	(4,255)
	863,681	339,215	582,670	931,192	351,163	659,928
	978,236	343,247	724,991			

- (注) 1 ()内は、緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)による貸与人員及び貸与金額の内数である。
2 入学時特別増額の貸与人員および貸与月額、実績において内数として計上されている。
3 海外留学奨学金にかかる貸与人員及び貸与金額については、実績において内数として計上されている。
4 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。
5 平成17事業年度は日本学生支援機構で実施した分のみを計上しており、上表の他に各都道府県に事業移管された高等学校等奨学金(41,488人、9,126百万円)がある。

奨学金の貸与月額

第一種奨学金

	平成 15 事業年度		平成 16 事業年度		平成 17 事業年度	
	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外
高 等 学 校	円	円	} 平成15事業年度と同額	}	円	円
国 公 立	18,000	23,000			18,000	23,000
私 立	30,000	35,000			30,000	35,000
大 学						
国 公 立	44,000	50,000			45,000	51,000
私 立 大	53,000	63,000			54,000	64,000
私 立 短 大	52,000	59,000			53,000	60,000
通 信 教 育	(一面接期間) 87,000				(一面接期間) 88,000	
大 学 院						
修 士 課 程	87,000				88,000	
博 士 課 程	121,000				122,000	
高 等 専 門 学 校						
国 公 立	21,000	22,500			21,000	22,500
私 立	32,000	35,000			32,000	35,000
専 修 学 校						
高 等 課 程						
国 公 立	18,000	23,000	18,000	23,000		
私 立	30,000	35,000	30,000	35,000		
専 門 課 程						
国 公 立	44,000	50,000	45,000	51,000		
私 立	52,000	59,000	53,000	60,000		

第二種奨学金

	平成 15 事業年度	平成 16 事業年度	平成 17 事業年度
	自 宅・自 宅 外 共	自 宅・自 宅 外 共	自 宅・自 宅 外 共
大 学 ・ 短 大	3万円、5万円、8万円、10万円 の中から選択	} 平成15事業年度と同額	} 平成16事業年度と同額
大 学 院 修 士 課 程	5万円、8万円、10万円、13万円 の中から選択		
大 学 院 博 士 課 程	5万円、8万円、10万円、13万円 の中から選択		
高 等 専 門 学 校 (4・5年生)	3万円、5万円、8万円、10万円 の中から選択		
専 修 学 校 専 門 課 程	3万円、5万円、8万円、10万円 の中から選択		

(注) 専門職大学院については、大学院修士課程に含む。

なお、第二種奨学金の私立大学医・歯学系及び薬・獣医学系については、奨学生の希望により上記の最高月額(10万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 15 事業年度	平成 16 事業年度	平成 17 事業年度
医 ・ 歯 学 系	40,000円	平成15事業年度と同額	平成16事業年度と同額
薬 ・ 獣 医 学 系	20,000円		

なお、第二種奨学金の法科大学院については、奨学生の希望により上記の最高金額(13万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成 16 事業年度	平成 17 事業年度
法科大学院	40,000円または70,000円	平成16事業年度と同額

また、大学・短大・大学院・専修学校(専門課程)において、希望に応じ入学月の基本月額に下記の定額を増額して貸与を受けることができる(ただし、奨学金申請時の家計基準における認定所得金額が0円(大学院については120万円)以下となる者、又は国民生活金融公庫の教育ローンを利用できなかった旨の申告書を提出した者に限る)。

	平成 15 事業年度	平成 16 事業年度	平成 17 事業年度
入 学 時 特 別 増 額 貸 与 奨 学 金	300,000円	平成15事業年度と同額	平成16事業年度と同額

奨学生の補導状況

(単位:人)

区 分	平成15事業年度							平成16事業年度							平成17事業年度						
	審査対象数 (A)	処 置 数						審査対象数 (A)	処 置 数						審査対象数 (A)	処 置 数					
		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)
第一種奨学生	393,262	726	2,615	1,708	6,711	11,760	3.0%	404,426	695	2,575	1,713	6,187	11,170	2.8%	268,915	1,419	4,207	2,536	6,417	14,579	5.4%
高等学校	104,149	86	209	—	1,854	2,149	2.1%	102,242	109	269	—	1,838	2,216	2.2%	33,989	215	370	—	512	1,097	3.2%
大 学	215,784	618	2,233	1,421	3,956	8,228	3.8%	221,286	541	2,099	1,379	3,194	7,213	3.3%	183,256	1,081	3,480	2,055	4,595	11,211	6.1%
大 学 院	50,986	2	12	13	98	125	0.2%	54,788	10	7	6	58	81	0.1%	34,059	42	42	29	137	250	0.7%
高等専門学校	6,277	6	100	207	480	793	12.6%	6,274	8	99	208	464	779	12.4%	4,636	33	166	277	536	1,012	21.8%
専 修 学 校	16,066	14	61	67	323	465	2.9%	19,836	27	101	120	633	881	4.4%	12,975	48	149	175	637	1,009	7.8%
第二種奨学生	426,294	1,480	5,451	5,376	11,635	23,942	5.6%	498,650	1,720	5,909	6,528	13,875	28,032	5.6%	403,490	3,746	10,000	8,361	16,748	38,855	9.6%
大 学	347,569	1,397	5,063	4,779	10,065	21,304	6.1%	399,401	1,549	5,298	5,701	10,676	23,224	5.8%	334,304	3,466	8,840	7,071	13,139	32,516	9.7%
大 学 院	19,395	6	6	25	59	96	0.5%	22,011	2	4	18	41	65	0.3%	11,940	20	48	30	68	166	1.4%
高等専門学校	185	0	1	4	7	12	6.5%	249	1	1	10	13	25	10.0%	125	0	0	7	5	12	9.6%
専 修 学 校	59,145	77	381	568	1,504	2,530	4.3%	76,989	168	606	799	3,145	4,718	6.1%	57,121	260	1,112	1,253	3,536	6,161	10.8%
合 計	819,556	2,206	8,066	7,084	18,346	35,702	4.4%	903,076	2,415	8,484	8,241	20,062	39,202	4.3%	672,405	5,165	14,207	10,897	23,165	53,434	7.9%

(注)1. 平成17年度より「廃止」には、奨学金継続願未提出によるものを含む。

2. 「停止」には、停止期間延長者を含む。

3. 「警告」は、高等学校・専修学校(高等課程)については行っていない。

返還金の回収状況等

1 返還及び貸与債権の状況

(1) 返還の状況

区 分	平成15事業年度						平成16事業年度						平成17事業年度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
要返還 (期日到来分のみ)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	1,125	1,517	470	532	1,595	2,048	1,158	1,639	574	658	1,732	2,297	1,182	1,735	684	841	1,866	2,575
うち返還	(85.1)	(75.8)	(88.6)	(86.2)	(86.1)	(78.5)	(84.5)	(75.1)	(87.8)	(85.0)	(85.6)	(77.9)	(84.8)	(74.7)	(88.0)	(85.3)	(86.0)	(78.2)
	957	1,150	417	458	1,374	1,608	979	1,231	504	559	1,483	1,790	1,002	1,296	602	717	1,605	2,013
うち未返還	(14.9)	(24.2)	(11.4)	(13.8)	(13.9)	(21.5)	(15.5)	(24.9)	(12.2)	(15.0)	(14.4)	(22.1)	(15.2)	(25.2)	(12.0)	(14.7)	(14.0)	(21.8)
	168	367	54	74	222	440	179	408	70	99	249	507	180	438	82	124	262	562
繰上返還額		277		300		577		300		248		548		304		331		635

(注)1. 上段()内は、「要返還」に対する割合(単位:%)である。

2. 人員は、実人員である。

3. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

(2) 貸与債権の状況

区 分	平成15事業年度						平成16事業年度						平成17事業年度					
	第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計		第一種奨学金		第二種奨学金		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
貸与残高 (人員は、延人員)	1,848	20,151	955	13,661	2,803	33,812	1,898	21,034	1,134	16,962	3,033	37,997	1,912	21,882	1,321	20,636	3,234	42,518
返還を要する債権 (期日未到来分を含む)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
(人員は、実人員)	1,201	12,873	498	6,921	1,700	19,794	1,235	13,521	613	9,047	1,848	22,568	1,258	14,007	731	11,268	1,989	25,275
3か月以上の延滞債権 (人員は、実人員)	(11.3)	(8.4)	(6.9)	(7.0)	(10.0)	(7.9)	(11.4)	(8.4)	(6.9)	(7.1)	(9.9)	(7.9)	(11.0)	(7.9)	(6.4)	(6.7)	(9.3)	(7.4)
	136	1,083	34	481	170	1,564	141	1,141	42	646	183	1,787	138	1,104	47	760	185	1,864
うち6か月以上の延滞債権	(8.7)	(6.0)	(4.1)	(3.9)	(7.3)	(5.2)	(9.2)	(6.4)	(4.5)	(4.5)	(7.6)	(5.6)	(9.1)	(6.2)	(4.5)	(4.5)	(7.4)	(5.4)
	104	769	20	267	125	1,036	113	864	28	405	141	1,269	115	870	33	507	147	1,377
1日以上延滞債権 (人員は、実人員)	(14.0)	(11.2)	(10.8)	(11.2)	(13.0)	(11.2)	(14.5)	(11.5)	(11.4)	(12.0)	(13.5)	(11.7)	(14.3)	(11.1)	(11.2)	(11.9)	(13.2)	(11.5)
	168	1,436	54	773	222	2,209	179	1,561	70	1,083	249	2,644	180	1,557	82	1,343	262	2,900

(注)1. 上段()内は「返還を要する債権」に対する割合(単位:%)である。

2. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

2 リレー口座加入状況

区 分		平成16年3月末現在	平成17年3月末現在	平成18年3月末現在
返全 還象 者体	加入対象者数 (A)	1,425 千人	1,779 千人	1,936 千人
	加 入 者 数 (B)	1,072 千人	1,385 千人	1,579 千人
	加 入 率 (B / A)	75.2 %	77.9 %	81.6 %
新規 卒業 生 (全員加入対象者)	卒 業 生 数	228 千人 (平成15年3月卒業)	240 千人 (平成16年3月卒業)	248 千人 (平成17年3月卒業)
	加入対象者数 (A)	157 千人	170 千人	180 千人
	加 入 者 数 (B)	144 千人	160 千人	171 千人
	加 入 率 (B / A)	91.9 %	94.5 %	95.4 %

(注) 加入対象者数には、猶予中等の者を除く。

3 学種別延滞率(人員)

区 分		平成16年3月末現在	平成17年3月末現在	平成18年3月末現在
		%	%	%
第 一 種 奨 学 金	第 一 種 奨 学 金	14.7	15.2	14.9
	高 等 学 校	25.2	26.2	26.4
	大 学	11.0	11.3	11.0
	大 学 院	6.9	7.2	6.4
	高 等 専 門 学 校	12.0	11.8	11.6
	専 修 学 校	16.6	16.9	16.2
第 二 種 奨 学 金	第 二 種 奨 学 金	11.4	12.2	11.9
	高 等 専 門 学 校	6.4	6.5	4.4
	大 学	11.1	11.9	11.7
	大 学 院	7.0	7.2	6.6
	専 修 学 校	15.1	15.6	15.2
合 計		13.8	14.3	13.9

(注) 延滞率 = $\frac{\text{延滞者数}}{\text{延滞者数} + \text{無延滞者数}} \times 100 (\%)$ で延人員に
対するものである。

奨学金返還免除額

区分	平成 15 事業年度				平成 16 事業年度				平成 17 事業年度				
	死亡・心身障害による免除	特別免除	特貸免除	計	死亡・心身障害による免除	特別免除	特貸免除	計	死亡・心身障害による免除	特別免除	特貸免除	業績優秀者免除	計
第一種奨学金	670	3,527	7,683	11,880	620	3,366	3,874	7,860	728	3,375	2,398	551	7,052
	652	5,932	1,693	8,277	661	5,697	897	7,255	779	5,542	607	409	7,337
高等学校	190	-	3,731	3,921	156	-	1,712	1,868	173	-	992	-	1,165
	69	-	195	264	58	-	91	149	65	-	58	-	123
大学	332	1,230	3,869	5,431	318	993	2,100	3,411	388	930	1,373	-	2,691
	361	1,175	1,482	3,018	357	915	795	2,066	455	847	543	-	1,844
大学院	121	2,291	-	2,412	127	2,368	-	2,495	136	2,441	-	551	3,128
	205	4,753	-	4,958	231	4,779	-	5,010	241	4,692	-	409	5,342
高等専門学校	5	6	83	94	10	5	62	77	11	4	33	-	48
	4	4	16	24	11	3	12	26	6	3	6	-	16
専修学校	22	-	-	22	9	-	-	9	20	-	-	-	20
	13	-	-	13	5	-	-	5	12	-	-	-	12
旧制学校	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	-	0
	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	-	0
第二種奨学金	242	-	-	242	239	-	-	239	386	-	-	-	386
	339	-	-	339	365	-	-	365	578	-	-	-	578
大学	203	-	-	203	189	-	-	189	312	-	-	-	312
	285	-	-	285	294	-	-	294	470	-	-	-	470
大学院	18	-	-	18	22	-	-	22	28	-	-	-	28
	29	-	-	29	34	-	-	34	45	-	-	-	45
専修学校	21	-	-	21	28	-	-	28	46	-	-	-	46
	25	-	-	25	36	-	-	36	62	-	-	-	62
合計	912	3,527	7,683	12,122	859	3,366	3,874	8,099	1,114	3,375	2,398	551	7,438
	991	5,932	1,693	8,616	1,025	5,697	897	7,619	1,357	5,542	607	409	7,915

(注)1 上段は件数(単位:件)、下段は金額(単位:百万円)。

2 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

研 修 事 業 一 覧

研修会名	実施時期	参加者	対 象 者
1 学生指導関連の研修会			
全国学生指導研究集会	10月12日～14日	304人	国公立大学等において、学生指導関係の業務又は研究に従事している教職員（教員は経験年数が約1年以上、事務職員は係長以上とし、課長以上は1年、係長以上は3年以上の経験を有する者）
学生指導担当職員研修 （厚生補導研究協議会）	9月26日～28日	117人	国公立大学等における新任の学生関係部長相当職及び課長相当職にある者
学生指導担当職員研修 （厚生補導事務研修会）	11月28日～30日	223人	国公立大学等の厚生補導・学生指導担当の課長補佐相当の職にある者又は係長相当職、主任相当職にある者
地区学生指導職員研究集会			
北海道	8月24日～26日	42人	国公立大学等（東京・関東甲信越は私立大学を除く）で学生指導業務に従事する係長（主任）または中堅職員（原則として学生指導業務の経験年数が2年以上の者）
東 北	8月24日～26日	49人	
東京・関東甲信越	6月29日～7月1日	57人	
東海・北陸	7月20日～22日	59人	
近 畿	8月10日～12日	109人	
中国・四国	8月24日～26日	106人	
九 州	8月23日～26日	71人	
2 学生相談関連の研修会			
メンタルヘルス研究協議会(地区)			
北海道・東北	11月24日～25日	75人	各地区の国公立大学等の教職員
北関東・甲信越	10月27日～28日	69人	
東京	11月21日～22日	47人	
東海・北陸	9月29日～30日	79人	
近 畿	12月1日～2日	59人	
中国・四国	11月10日～11日	77人	
九 州	10月13日～14日	69人	
全国大学保健管理研究集会	10月19日～20日	742人	国公立大学等における保健管理業務の担当者及び研究者
全国大学メンタルヘルス研究会	11月17日～18日	85人	国公立大学等で保健管理業務に従事する精神科医・カウンセラー等
全国学生相談研究会議	1月25日～27日	80人	国公立大学等の学生相談に従事する教職員
3 就職指導関連の研修会			
地区就職指導担当職員研修会			
北海道	10月13日～14日	15人	国公立大学・短期大学・高等専門学校において、就職指導を担当する職員
東 北	9月15日～16日	25人	
関東・甲信越	9月8日～9日	51人	
東海・北陸	8月25日～26日	49人	
近畿・中国・四国	9月1日～2日	54人	
九 州	9月26日～27日	39人	
4 修学指導関連の研修会			
教務事務研修会	10月26日～28日	125人	国公立大学の教務事務担当職員のうち教務事務経験が2年以上の者
5 留学生交流関連の研修会			
留学生交流研究協議会			
北海道・東北・関東地区	6月9日～10日	343人	国公立大学等・準備教育機関の留学生交流関係教員、幹部事務職員及び関係省庁及び関係機関等担当職員
中部・近畿地区	6月23日～24日	309人	
中国・四国・九州地区	6月16日～17日	170人	
留学生担当職員研修会	10月26日～28日	221人	国公立大学等・準備教育機関及び留学生関係団体職員で、原則として、留学生担当業務経験年数が2年以下の者

支部別体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナー実施状況

区分 支部	実施日	場所	主な内容	参加者数
札幌	H17.8.26(金) H17.8.27(土)	NPO法人当別町青少年活動センターゆうゆう24 当別町内広場・アウル等	- 「大学生のマンパワー」～自分ももっと何かできるはず！～ - 実践を通して、地域社会への関心を高め地域に根ざした活動を行い、地域密着型の活動を通じて地域社会への関心につなげる	25人
仙台	H17.9.10(土)	ふれあいランド岩手	- 身近なボランティアからはじめよう！ - 全国身体障害者スポーツ大会出場選手強化合宿での手伝い - - 全国身体障害者大会出場者の強化合宿の補助作業・雑用(誘導等)	16人
東京	H17.10.20(木) H17.12.17(土)	さいたま市南与野 A A A 倉庫	- アジア・アフリカ中古衣料支援・A A A アジア・アフリカの活動に触れる！ - - アジア・アフリカ諸国に衣料品を選別、梱包して各国に発送する	22人
	H17.11.10(木)	日本学生支援機構落合事務所 2階会議室	- 「あつ、ねえ、ノートテイクやってみない！」～隣席の友達のために～ - 「ノートテイク」の意義、実務を学ぶ	9人
金沢	H17.10.1(土)	金沢市下石引町 辰巳用水区域	- 金沢の文化遺産「辰巳用水」学生ボランティア清掃活動 - - 辰巳用水遊歩道流域開渠部の草刈及びゴミ収集と兼六園周辺開渠部の清掃	28人
名古屋	H17.8.27(土)	社会福祉法人名古屋ライトハウス福祉ホームかわな	- よくばり体験ボランティア講習会 - - 障害者疑似体験やガイドヘルプ体験、点字講習のプログラム - 障害理解のためのボランティアセミナー - - 障害者疑似体験やガイドヘルプ体験、点字講習のプログラム	16人
京都	H17.11.20(日) H17.11.27(日)	日本学生支援機構京都学生支援会館 2階会議室、 京都教育大学付属図書館 2階視聴覚室	- えほんの世界をつたえよう - - 参加学生が小グループに分かれ、実際に保育園の児童を対象に読み聞かせの実地体験を行う	15人
大阪・神戸	H17.10.9(日)	須磨海岸、 兵庫国際交流会館	- ピーチクリーンアップ～地球のこと考えてみませんか？ - - 海岸の漂着・散乱ゴミの収集・清掃、調査票による集計・分析	31人
広島	H17.11.20(日)	武田山中腹	- 武田山「憩いの森」及び「馬返し」周辺の景観整備 - - 銀山城跡の通称「憩いの森」及び「馬返し」の周辺の雑木・竹林を徐伐する。	16人
	H17.7.10(日)	日本学生支援機構広島支部 2階会議室、 広島平和記念公園、 広島平和記念資料館	- 平和記念式典車いす介助等ボランティアセミナー ～平成17年8月6日『被爆60周年』に向けて - - 平和学習の実際を体験するとともに車いす介助の技能等の習得を通じて意義等の啓蒙をはかる。	23人
松山	H17.10.16(日)	松山市総合福祉センター 大会議室、 愛媛県身体障害者福祉センター センターグランド	- 「始めよう！ボランティア」 障害者ふれあいスポーツ大会の介助、参加 - - 大会会場の設営や後片付け、競技者の招集案内、競技者の介助、救護他	11人
	H17.11.27(日)	愛媛大学総合情報メディアセンター	- 「得意技を持つ学生ボランティアの育成」 - - 障害6団体(視覚、聴覚、身体、肢体不自由、知的、精神)と協力して、セミナーに分科会を設置し障害ごとの具体的な対応と介助実技を学ぶ	59人
福岡	H17.12.25(日)	警固公園(天神)	- 消しゴム隊(落書き消し活動) - - 福岡市内の公共物や民間施設などに描かれた落書きを消去するボランティアを体験	21人
大分	H18.2.19(日)	坂ノ市公民会館	- 養護学校に通う子どもたちと遊ぼう！ - レクリエーションを中心とした遊びを取り入れながら、出会いや気づき、学びを認識し、きっかけを与える	34人
	H18.1.8(日)	大分国際交流会館	- 災害ボランティア体験型セミナー - - 津波を想定しての災害・防災訓練を行う	44人
合 計				370人

障害学生修学支援関係セミナー等実施状況

名 称	期日	主 催	参加者	対 象 者	内 容
障害学生修学支援セミナー (中部・近畿地区)	6月3日	日本学生支援機構 筑波技術大学	67人	中部・近畿地区の大学・短期大学及び高等専門学校に勤務する学生生活担当の事務系職員	講演 障害学生の支援体制づくり(同志社大学) 日本福祉大学における障害学生支援の考え方と支援コーディネートの役割(日本福祉大学) 発達障害のある学生に対する支援の現状と課題(国立特殊教育総合研究所) 質疑応答
障害学生修学支援セミナー (北海道・東北地区)	10月6日	日本学生支援機構 筑波技術大学	41人	北海道・東北地区の大学・短期大学及び高等専門学校に勤務する学生生活担当の事務系職員	講演 仙台大学におけるノートテイク支援活動について(仙台大学) 聴覚障害学生への支援体制づくり～学生相談の視点から(尚絅学院大学) 高等教育機関における聴覚障害学生のサポートシステムを考える(筑波技術大学) 質疑応答
研修講座 高等教育機関に学ぶ聴覚障害学生への支援 - 大学は、教職員は何をなすべきか? 人的サポート・IT支援・情報技術 -	12月16日	メディア教育開発センター 筑波技術大学 日本学生支援機構	50人	全国の大学・短期大学及び高等専門学校などの高等教育機関において、障害者への学習支援に関係する教職員等	「ノートテイクの現場から」 大学におけるノートテイク派遣システム構築の課題 聴覚障害学生の置かれた状況 - ノートテイク体験 - 「情報機器を用いた聴覚障害学生支援」 遠隔情報保障システム 音声認識技術を用いた講義保障のあり方 同時同期型自動字幕システム 「高等教育機関に学ぶ聴覚障害学生への支援」 - 大学は、教職員は何をすべきか? -
障害学生修学支援セミナー (全国)	2月27日	日本学生支援機構 筑波技術大学	121人	全国の大学・短期大学及び高等専門学校に勤務する学生生活担当の事務系職員	講演 高等教育機関における聴覚障害学生のサポートシステムを考える(筑波技術大学) 発達障害のある学生の現状とその支援(国立特殊教育総合研究所) 分科会 聴覚障害分科会 発達障害分科会 支援体制分科会

借入金、運営費交付金及び国庫補助金等の状況 (実績)

1 借入金

(1) 政府借入金及び償還免除額(無利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成15事業年度	平成16事業年度	平成 17事業年度	
			対前事業年度比較増減	
政 府 借 入 金	95,027	101,284	91,360	9,924
償 還 免 除 額	11,398	8,277	7,255	1,022
機 構 移 行 に 伴 う 償 還 免 除 額	-	64,136	-	64,136
借 入 残 高	2,049,157	2,078,028	2,162,133	84,105

(2) 財政融資資金借入金及び償還額(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成15事業年度	平成16事業年度	平成 17事業年度	
			対前事業年度比較増減	
財 政 融 資 資 金 借 入 金	227,600	306,700	337,100	30,400
償 還 額	36,626	43,306	56,026	12,720
借 入 残 高	1,244,568	1,507,962	1,789,036	281,074

(3) 日本学生支援債券及び償還額(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成15事業年度	平成16事業年度	平成 17事業年度	
			対前事業年度比較増減	
日 本 学 生 支 援 債 券	61,000	76,000	110,000	34,000
償 還 額	-	-	-	-
借 入 残 高	127,000	203,000	313,000	110,000

(4) 民間からの借入金及び償還額 (単位:百万円)

区 分	平成15事業年度	平成16事業年度	平成 17事業年度	
			対前事業年度比較増減	
借 入 金	0	0	0	0
償 還 額	134	134	134	0
借 入 残 高	954	820	686	134

2 運営費交付金

(単位:百万円)

区 分	平成15事業年度	平成16事業年度	平成 17事業年度	
			対前事業年度比較増減	
運 営 費 交 付 金	-	23,006	22,704	302

3 政府交付金

(単位:百万円)

区 分	平成15事業年度	平成16事業年度	平成 17事業年度	
			対前事業年度比較増減	
政 府 交 付 金	-	-	9,126	9,126

4 国庫補助金等

(1) 国庫補助金 (単位:百万円)

区 分	平成15事業年度	平成16事業年度	平成 17事業年度	
			対前事業年度比較増減	
国 庫 補 助 金	11,099	1,051	1,036	15

(2) 利子補給金 (単位:百万円)

区 分	平成15事業年度	平成16事業年度	平成 17事業年度	
			対前事業年度比較増減	
利 子 補 給 金	9,727	9,737	8,923	814

(参考) 事業資金内訳等の推移 (実績)

区 分		平成 15 事業年度	平成 16 事業年度	平成 17 事業年度
事業費	第一種学資金	百万円 (7.7%) 238,604	百万円 (4.3%) 248,757	百万円 (1.4%) 252,245
	第二種学資金	(14.3%) 344,066	(19.5%) 411,170	(15.0%) 472,746
財源等	一般会計借入金	(0.07%) 95,027	(6.6%) 101,284	(9.8%) 91,360
	財政融資資金借入金	(0.09%) 227,600	(34.8%) 306,700	(9.9%) 337,100
	日本学生支援債券	(8.9%) 61,000	(24.6%) 76,000	(44.7%) 110,000
	貸付回収金	(10.2%) 218,537	(7.0%) 233,768	(13.3%) 264,796
利子補給金		(5.4%) 9,727	(0.1%) 9,737	(8.4%) 8,923
国庫補助金		(24.2%) 11,099	(90.5%) 1,051	(1.4%) 1,036
当期利益金		242	1,407	4,673
総資産		(10.8%) 3,431,348	(12.5%) 3,859,929	(12.4%) 4,337,487

(注). 上段()内は、対前年度比較増減率である。